

【特集】

令和5年度税制改正の 評価と検討

令和4年12月16日に与党の「令和5年度税制改正大綱」が公表された。

同大綱では「これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを税制において具現化した」とされている。具体的には、資産所得倍増につなげるためのNISAの抜本的拡充・恒久化、新たな産業の創出・育成を推進するためのスタートアップ・エコシステムの強化、国際課税制度の見直しに係るグローバル・ミニマム課税の導入等が行われ、資産課税においては「資産移転の時期の選択により中立的な税制」の構築について具体的な道筋が付けられた。

そこで本特集では、令和5年度税制改正について幅広くご検討いただいた。

- 1—財源確保の面から見た、令和5年度税制改正 ●田近栄治
- 2—個人所得課税（金融所得・譲渡所得） ●柴原一
- 3—資産課税 ●平井貴昭
- 4—消費課税（インボイス制度の見直し等） ●金井恵美子
- 5—法人課税・国際課税 ●吉村政穂
- 6—納税環境整備—電子帳簿等保存制度及び加算税制度の見直し ●青木丈

1 財源確保の面から見た、令和5年度税制改正

田近栄治◎一橋大学名誉教授

I はじめに

税制の役割は、個人や企業の意味決定を歪めることなく、必要な財源を確保することである。また、その役割はこれに止まらず、経済を活性化し、環境の改善を図ることも重要である。令和5年度税制改正（以下、2023年度改正）においても、家計の資産の有効な活用や起業支援などの施策が盛り込まれている。こうした政策税制を踏まえつつ、ここでは、この改正によって財源確保がどのように図られたかについて検討を行いたい。

コロナの感染は、2019年12月頃から始まり、2020年4月には緊急事態宣言が発令された。その後も感染の収束と再発が繰り返され、ほぼ3年経った現在、コロナ以前の生活が取り戻されようとしている。この間、さまざまな給付金などを通じて歳出が拡大し、国の財政事情は一段と厳しくなった。そうしたなか、2023年度改正を財源確保の面から見ると、増減収見込額はほぼゼロ、すなわち、増収分は減税に回され、新たな財源の確保は行われなかった。

ところが、2023年度改正はここで終わらなかった。それは、地政学的なリスクが高まり、それに備える防衛予算が大きく増大したこと

で、その財源確保を図らざるを得なくなったためである。国の防衛は、借金（国債）ではなく、その他の財源によって賄うことになり、その一部として税制によって「1兆円強」確保することが決まった。

以下では、社会保障関係費の増大によって、コロナ禍以前から厳しい運営を迫られていた日本の財政が、コロナ禍を経て一層厳しくなっていることを示す。次に、2023年度改正の財源確保の面に焦点をあて、この改正によって、財政健全化のための財源は確保されなかったことを示す。そして、その後生じた、増大する防衛予算と税制の関わりについてみていくことにしたい。

II 国の財政状況

コロナ禍以前の2019年度から、感染の続いた2020年度から2022年度の国の一般会計予算の推移は表1に示した。いずれも補正予算後の財政状況を示したものである。また、参考として、2023年度の当初予算も掲げた。

表中の歳出は、一般歳出と地方交付税交付金等から構成されている。ここで、一般歳出は歳出総額から地方交付税交付金等を除いたものとされ、社会保障関係費、公共事業、文教及び科学技術、防衛など国の施策に係る予

表1 国の一般会計予算の推移（兆円）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	補正後	補正後	補正後	補正後	当初予算
歳出					
一般歳出	66.1	136.4	98.3	98.1	73.1
うち社会保障関係費	34.1	44.2	47.0	40.9	36.9
地方交付税交付金等	16.0	16.3	19.6	17.5	16.4
歳出合計	82.1	152.7	117.9	115.6	89.5
歳入					
税収	60.2	55.1	63.9	68.4	69.4
その他収入	7.4	8.0	13.1	8.4	9.3
歳入合計	67.6	63.1	76.9	76.7	78.8
基礎的財政収支（赤字）	▲14.9	▲90.4	▲41.4	▲38.9	▲10.7
利払費	7.8	7.6	7.3	7.3	8.5
財政収支（赤字）	▲22.7	▲98.0	▲48.7	▲46.2	▲19.2
国の長期債務残高	914	973	1,017	1,068	1,097
GDP比率	159%	177%	183%	186%	187%

(注) 2023年度長期債務残高は当初予算

(出所) 各年度の国の予算フレームワークなどより筆者作成

算からなっている。歳入は、税収とその他収入（国有財産収入や日本銀行納付金など）からなっている。

以上の歳出合計から歳入合計を引いた額が、基礎的財政収支である。それに利払費を加えたものが、財政収支である。表では、全期間、基礎的財政収支と財政収支はマイナス（赤字）となっている。表の下段には、国の長期債務残高とそのGDP比率を掲げた。この表に基づき、以下では、コロナ禍を通じて国の財政運営がきわめて厳しくなっていたことを指摘したい。

- ・コロナ禍以前の2019年度と比べて、その後、歳出は大幅に増大した。2019年度の一般歳出額が66.1兆円であるのに対して、2020年度には136.4兆円へと2倍超に増大している。その後も100兆円近くに及んでいる。
- ・歳入は、2020年度に落ち込んだが、2021年度、2022年度では大きく増大している。

- ・基礎的財政収支は、2019年度を含めてすべての年度で赤字であり、とくに2020年度にはほぼ90兆円の赤字となった。2021年度、2022年度では歳入が増大したが、基礎的財政収支は、40兆円に達する赤字となった。
- ・低金利を反映して、利払費は7兆円台が続いている。しかし、2023年度当初予算では、利払費は8.5兆円と見込まれている。金利上昇が利払費（および財政赤字）に及ぼす影響にも注視する必要がある。
- ・以上の結果、国の長期債務残高は増大を続けている。2019年度の914兆円から、2022年度には1,068兆円へと3年間で154兆円増加した。
- ・表には示していないが、この間コロナ対策として予備費が多分に計上されるようになった。2023年度では当初予算で4兆円の予備費が計上され、その一部は物価対策にも使われている。増大を続けた歳出を背景として、歳出規律に緩みが生じている。

表2 国の財政力

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	補正後	補正後	補正後	補正後	当初予算
社会保障関係費/ 国の自前財源	66.1%	94.2%	81.8%	69.1%	59.1%
一般歳出/ 国の自前財源	128.3%	291.0%	171.4%	165.7%	117.1%
基礎的財政収支赤字/ 国の自前財源	▲28.9%	▲192.8%	▲72.1%	▲65.7%	▲17.1%
(再掲) 基礎的財政収支 赤字額 (兆円)	▲14.9	▲90.4	▲41.4	▲38.9	▲10.7

(注) 国の自前財源＝歳入合計－地方交付税交付金等
(出所) 表1と同じ

以上を踏まえて、「国の財政力」を示したのが、表2である。ここではまず、国の自前財源とは、歳入合計から国から地方への財源移転である地方交付税交付金等を引いた額であると定義する。国はこの財源を自らの施策に用いることができる。この表から、次の点を指摘することができる。

社会保障関係費が国の自前財源に占める割合を見ると、コロナ禍以前の2019年度にすでに66.1%であったが、コロナ禍でさらに増大した。これだけでも国の財政運営はきわめて困難であることがわかるが、国は社会保障以外の公共サービスや事業などにも携わっている。その結果、国の施策に係る費用である一般歳出は自前財源を大幅に超過する結果となっている。2020年度では実に、国は自前財源の3倍近い歳出を行うこととなった。

その結果、基礎的財政収支赤字は大幅に拡大した。内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2023年1月)において、日本経済の実像を反映していると思われるベースラインケース(経済成長率は中長期的に実質・名目ともに0%台半ば程度)では、国の基礎的財政収支の赤字は、2030年度を過ぎても解消されない。

Ⅲ 2023年度改正による増減収額

このように日本の財政は厳しい運営を迫られている。社会保障関係費が、自前の財源のほとんどを占めている上に、コロナに次ぐパンデミックや、地震などの自然災害にも備えなければならない。また、これまで低金利で抑えられてきた国債の利払費も上昇を始めている。

そうしたなかで、日本における税制の重大な役割は財源確保である。2023年度改正は、その役割を果たしているのだろうか。以下では、この点を税制改正による増減収額を手掛かりとして考える。

一般に税制改正が行われても、その執行は翌年以降となるなどの理由で、改正の税収効果は初年度にすべて発生するわけではない。そこで、税収効果を時間を通じて平準化した、表3の平年度の増減収見込額を見ると、全体では10億円の減収となっている。税収全体の額は70兆円に近いので、ほぼゼロ、増減税効果なしというのが財務省の推計結果である。

その中身を見ると、個人所得課税では投資収益を非課税とするNISAの非課税保有期間や非課税枠の拡充によって、150億円の減収が見込まれている。資産課税では、相続税の

表3 令和5年度の税制改正による増減収見込額 (単位：億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 NISAの抜本的拡充・恒久化	▲150	0
2. 資産課税 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築	70	—
3. 法人課税		
(1) オープンイノベーション促進税制の拡充	▲30	▲30
(2) 研究開発税制の見直し	▲130	▲90
(3) その他の租税特別措置の見直し	50	30
法人課税計	▲110	▲90
4. 消費課税		
(1) 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設等	▲10	—
(2) 航空機燃料税の税率の見直し	190	—
消費課税計	180	—
合計	▲10	▲90

(出所) 閣議決定、「令和5年度税制改正の大綱」、2022年12月23日

暦年課税において、死亡前の加算期間を3年以内から7年以内へと4年間延長することなどで、70億円の増収が見込まれている。法人課税は、イノベーションや研究開発税制の拡充などによって全体的には110億円の減収である。

以上を合わせれば、190億円の減収であるが、全体では10億円の減収に収まっているのは、消費課税の航空機燃料税の税率の見直しによって、190億円の増収が見込まれるからである。しかし、「令和5年度税制改正の大綱（閣議決定）」によれば、航空機燃料税が実際に引き上げられるのは、2025年と2027年である。したがって、190億円の増収効果はすぐには生じない。以上より、2023年度改正の当面の増減収効果は、200億円の減収となる。

ここから明らかになったことは、コロナの収束の兆しが見えてきた2023年度の税制改正によって、財政健全化が進むと期待することはできないということである。もちろん、税制改正だけが税収効果を発揮するのではない。すでに見てきたように、歳入は2021年度、2022年度で大きく増大している。また、2023

年度は当初予算の段階でそれより大きな税収を見込んでいる。しかし、歳出も増加することから、2023年度当初予算は10兆円超の基礎的財政赤字を見込んでいる。それに利払費の増加が加算されて、財政赤字は20兆円近くになると推計されている。

IV 防衛力整備のための財源確保

そこに登場したのが、2022年12月16日に閣議決定された「防衛力整備計画」である。政府は2023年度末までとしていた「中期防衛力整備計画」に代わって、2023年度から2027年度にわたる新しい計画を決定した。それによってかかる防衛力整備費は43兆円、そのうち予算編成で必要となる防衛費は40兆5,000億円程度、2027年度は8兆9,000億円程度とされた。中期防衛力整備計画の整備費が27兆4,700億円程度であったのと比較すると、大幅な増額である。

2023年度から2027年度にかけて財源確保のためにさまざまな取組がなされるが、2027年度に目指す防衛費は、表4に示したとおりで

表4 新たな防衛力整備計画のための財源確保

2022年度防衛費	5.2兆円
新たな防衛力整備計画	3.7兆円程度
税制措置	1兆円強
防衛力強化資金	0.9兆円程度
決算剰余金の活用	0.7兆円程度
歳出改革	1兆円強
2027年度防衛費	8.9兆円程度

(出所) 財務省, 2023年, 「令和5年度税制改正の大綱, 説明資料」より筆者作成

ある。特別会計からの繰入金, コロナ予算で増大した積立金や不用分の国庫返納, 国有財産売却収入, 決算剰余金の活用や歳出改革などを積み上げる一方, 税制を通じて1兆円強を確保するとしている。

この表から, 防衛費を国債で賄うことは避けるとする政府の決定のもと, 財源確保のためのさまざまな方策が練られたことがうかがえる。しかし, これまでみてきたように, わが国の非常に厳しい財政事情のなかで, これ以上の国債発行に頼らない財源確保が図られたことは評価してよい。

もちろん, これで防衛費財源に目途がついたわけではない。税制による財源確保においても, 1兆円強とされている必要財源は, 埋蔵金ならぬさまざまな不用金や剰余金の集まり次第では, 増額される可能性もある。また, 「令和5年度税制改正の大綱」では, 下記の税制措置が決定されたとしている。

- ・法人税: 課税標準となる法人税額から500万円を控除したうえ, 税率4~4.5%の新たな付加税を課す。
- ・所得税: 当分の間, 税率1%の新たな付加税を課す。復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに, 課税期間を延長する。
- ・たばこ税: 3円/1本相当の引上げを段階的に実施する。

これらの施行時期は, 2024年以降の適切な時期とされている。上の3つの税目のうち,

当面ネット増税となるのは, 法人税とたばこ税である。防衛整備強化で利益を受けるのはすべての国民であることを考えると, 特定の企業や事業主などに負担を求めることについては, もっと議論があってもよかったのではないか。

V おわりに

日本の財政は, コロナ禍以前から増大する社会保障関係費を背景として, 基礎的財政収支の赤字を続け, 厳しい運営を迫られてきた。2020年度から2022年度のコロナ禍を通じて, 基礎的財政収支の赤字はさらに拡大し, 国の長期債務残高はこの間100兆円以上も増加し, 1,000兆円を超えるに至っている。こうしたなかで, コロナ禍の収束を図りながら, 財政の健全化を進めることは急務である。

本稿はこうした視点から, 2023年度改正を財源確保の面から検討を行った。改正による増減収額からわかったことは, 平年度で見て当面減収であり, 税制改正による財政健全化が図られていないということである。一方, 2021年度以降税収は増大しているが, ここでも, 歳出がそれ以上に増加することで, 財政赤字は続き, 国の長期債務残高も増大を続けている。

この間に地政学的なリスクが高まり, 防衛力整備費は大幅に増大した。その財源として国債に頼らないという政府の方針は評価すべきであるが, 必要とされる財源が確保できるかという問題は残されている。その重要な部分を担うのは税制であるが, そこで求められる「1兆円強」をどう確保するのか。それ以前に, 2023年度改正では, 平年度減収が見込まれている。そうしたなかで, 毎年度1兆円強の税収を確保することは容易ではない。

本稿では, 2023年度改正の評価を念頭に,

日本の財政を税制を中心にしてみてきた。そこでわかってきたことは、税のみで財政健全化を実現することは困難だということである。改めて、社会保障、そして新たに財源確

保を必要とすることになった防衛を含む、歳出全体と税の一体的な改革が必要であることが明らかとなったとあってよいであろう。

*

*

*

[参考文献]

- ・ 閣議決定, 2022, 「令和5年度税制改正の大綱」, 12月23日
- ・ 自由民主党, 公明党, 2022, 「令和5年度税制改正大綱」, 12月16日
- ・ 田近栄治, 2022, 「日本の財政—役割と限界」, 東京財団政策

研究所, 4月26日

<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3978>

- ・ 内閣府, 2023, 「中長期の経済財政に関する試算」, 1月24日

2 個人所得課税 (金融所得・譲渡所得)

柴原 一●税理士

I はじめに

令和5年度税制改正大綱では、「これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせること」等を目的としてさまざまな改正が行われた。本稿ではこのうち、個人所得課税関係の①資産所得倍増につなげるためのNISA制度の抜本的改正と、②空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例、の2つに焦点を当てる。

II NISA制度の改正

(1) NISA改正の背景

令和5年度税制改正において「家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる、NISAの抜本的拡充・恒久化の措置」が講じられた。この措置の背景には、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」やこれを受けて令和4年11月28日に発表された「資産所得倍増プラン」がある。「資産所得倍増プラン」では、5年間でNISA口座数を現在の1,700万口座から3,400万口座へ倍増、NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へ倍増、そして、家計によ

る投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指すとしている。この背景には我が国では貯蓄の家計金融資産に占める割合が極めて高く、投資に対して後ろ向きのため資産が増えにくいという現状がある。米国では債券・投信・株式の割合が5割強であるのに対し、我が国は現預金の割合が5割強である。このままでは人生100年時代を乗り切れない人々が多数出てくることが予想される。そこで今年度の税制改正が行われた。

(2) 改正NISAの概要（措法9の8、37の14、附則34）

図表1を御覧いただきたい。

つみたてNISA（年間投資枠40万円）の後継制度として「つみたて投資枠（年間投資枠120万円）」、一般NISA（年間投資枠120万円）の後継制度として「成長投資枠（年間投資枠240万円）」が設けられた。

つみたてNISAと一般NISAの選択制であった年間投資枠は、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能となり、非課税保有限度額は総枠で1,800万円、非課税保有期間は無期限化された。非課税枠の再利用も可能である。

例えば改正NISA口座を非課税保有限度額まで利用している人がその口座内にある上場株式（取得価額200万円）を280万円で売却し

図表 1

	現行NISA (令和5年まで)	改正NISA (令和6年以降)
投資可能年齢	18歳以上	18歳以上
投資可能期間	令和5年末まで	恒久化
非課税保有期間	つみたて — 20年 — 一般 5年	無期限
年間非課税 投資枠	つみたて 40万円 — 一般 120万円	つみたて投資枠 120万円 成長投資枠 240万円
非課税保有 限度額 (総枠)	つみたて 800万円 — 一般 600万円	1,800万円 (うち成長投資枠 1,200万円)
つみたてと一般 (成長) との併用	不可	可

- * 1 現行のつみたてNISAおよび一般NISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で非課税措置を適用
- * 2 つみたて投資枠の対象商品は、つみたてNISAと同様に金融庁の認定を受けた投資信託（つみたてNISAと同じ221本・令和5年2月9日時点）に限定。成長投資枠の対象商品は、一般NISAと異なり、①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等が除外されている。日本経済新聞(2023年3月25日一面)によると、約6,000本ある公募投信のうち「成長投資枠」を使って購入できるのは2,000本程度。

た場合、売却益の80万円が非課税になるとともに取得価額200万円分の非課税枠が翌年復活し再利用することができる。

現行制度にあった、①老後のために積み立てをしても最長20年間で非課税期間が終了してしまう、②使った非課税枠の再利用ができない、③月々の積み立ては現行制度で充分だが資金に余裕のある時に集中投資するには非課税枠は不足している、などの問題点は相当程度解消された。

(3) 改正NISAの使い方

①中間層とは

令和5年度税制改正大綱には「[資産所得倍増プラン]の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。」とある。ここでいう中間層とは、「平時には月々

の給与等から定額を積み立てていくが、住宅購入時や独立開業時には積立資金を取り崩す。退職金を受け取った、相続財産を取得した、借入金（住宅ローン、教育ローン、事業用ローン）の返済が終了したなど余剰資金ができたときには積み立てを増やす、ということをしていながら長期的に総枠の1,800万円をうめていく」などさまざまな人々が想定される。

もちろん、住宅を購入する際などは、住宅ローン控除のメリットや住宅取得等資金贈与の可能性を考えた上でNISA口座の取り崩し額を決めることも大切だ。

いずれにしてもライフプランは人生の三大支出「教育資金」「住宅資金」「老後資金」をトータルで考えなければならない。

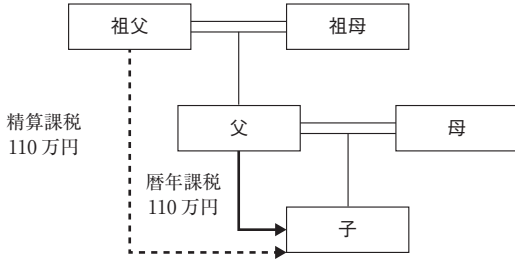
②現在保有している株式等の取り扱い

現在保有している株式や公募等株式投資信託を改正NISAにロールオーバーすることはできない。したがって、保有している株式等を改正NISAに入れるには一度売却する必要がある。その際には、売却損が出るものを優先するのも1つの考え方だ。なぜならば、長期的には、成長が見込めるが現在は時価が低下しているのであるなら、改正NISA枠で再購入すれば投資枠の利用が少なくて済むからだ。売却益と売却損が同程度になるように株式等の処分をし、その資金で改正NISAに投資をしても良い。売却による株数等の減少を防ぐことができる。

③生前贈与の利用

親や祖父母が財産家であれば改正後の相続時精算課税制度の基礎控除を利用して積み立てをしていくプランも考えられる。例えば父と子で暦年贈与により110万円、祖父と子(孫)で精算課税贈与110万円を実行していけば、年間220万円までは無税で財産が移転でき、これを投資資金に活用するプランも考えられる。

図表 2



(4) ドルコスト平均法と長期投資の具体例

今、1ℓ100円の水（商品）があるとしよう。この水の値段は日々変動するものとする。この水を毎月1ℓずつ定量購入した場合と毎月100円ずつ定額購入した場合とではどちらが有利になるであろうか。

答えは毎月100円分の水を定額購入した場合である。定額購入であれば値段が倍になった月は0.5ℓしか購入できず、水の値段が半分になった月は2ℓ購入することができる。つまり、値段の高いときは少なく、値段の安いときは多く購入できるため、定量購入よりも定額購入の方が取得単価が低くなる。このように一定の金額を定期的に継続して投資することにより、売買のタイミングを考えずに時間的に分散投資する投資方法をドルコスト平均法という。

もっとも市場が永遠に下がり続ければドルコスト平均法は意味をなさない。

では、過去の相場に基づいて長期に運用した場合の結果はどうであろうか。

世界株指数（MSCI WORLD、配当込み、円ベース）の推移を基に10年または30年保有した場合の2000年以降の運用成績をみると、10年保有は平均で2.1倍、30年保有は平均8.7倍、最も不振だった場合10年運用では元本を1割程度割ることもあったが、30年保有の場合は最も不振だった時期でも5倍強になる（日本経済新聞2022年7月9日「マネーの学び」より）。

このような世界株に連動する投資信託を定

額で購入し、相場が下がった時もあわてず、逆に「たくさんのお金が購入できている」と余裕をもっていられる程度の金額を積み立てていくこと、そして、コスト（信託報酬）が低めのものを選ぶことが長期投資の基本である。

Ⅲ 金融経済教育と税理士

前述の「資産所得倍増プラン」でも金融教育の担い手が「金融事業者や業界団体が中心であり、受け手に抵抗感が存在している。」「中立的なアドバイザーが行うアドバイスが投資初心者層へ広く提供されるよう、助言対象を絞った投資助言業（例えば、つみたてNISAやiDeCoにおける投資可能商品に限定）の登録要件の緩和を、必要な監督体制の整備と併せて検討する。」との記述がある。

筆者は、税務に関することはもちろんのこと、生活全体についての相談を受けるのはまず税理士であることが多いと感じている。このような意味で税理士こそ、この中立的なアドバイザーとして最適ではないだろうか。

Ⅳ その他の金融所得課税の論点

「スタートアップ企業に再投資する場合の特例の創設」（措法37の13の2、措法41の18の4）や「エンジェル税制の拡充等」（措法37の13の3）が行われた。これらは大胆な改正ではあるが、適用される人々は極めて限定されている。

更に「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の措置」（措法41の19）などは、いわゆる1億円の壁の是正の措置の「第一歩」としての規定であるが、今回の改正では全国200～300人程度の超富裕層のみが対象とな

るだけである。さりとて、この規定は税負担率等を変更していけば、対象者をいくらかでも増加させることができる。

今後、そのようなことがおこると、我々税理士は、現在申告不要としている納税者の所得を全て把握しておかなければ、誤った確定申告書を作成してしまうことになる。

V 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

(1) 概要（措法35③）

地方だけでなく都市部においても適切な管理が行われず放置されている空き家が増加してきており深刻な問題になっている。空き家の発生の大きな原因の1つとして被相続人が1人暮らしであり、被相続人の死後相続人が売却・修繕等をせずそのまま放置してしまう場合が考えられる。そこで、平成28年度の税制改正において、「空き家に係る譲渡所得の特別控除」の特例が創設された。

具体的には、被相続人が居住の用に供していた家屋で、その者が亡くなった後空き家状態になっていたもの（家屋の敷地を含む）を、相続人が売却したときは、居住用財産の3,000万円特別控除を適用することができるというものである。この特例の適用要件は図表3の通りである。

なお、被相続人の居住の用に供することのできない一定の事由として「被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、老人ホーム等に入所していたこと」等の「特定事由」（措法35⑤、措令23⑥）に該当し、かつ「被相続人が老人ホーム等に入所したときから相続開始直前まで、その家屋について事業用、貸付用またはその他の者の居住の用に供されたことがないこと」等の一定要件を満たした場合は、相続開始時には被相続人の居住の用に供していない家屋であるが「被相続人

図表3 適用要件

その家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
区分所有建物登記がされている建物でないこと
相続開始直前において被相続人に同居者がいないこと
譲渡対価の額が1億円以下（固定資産税等清算金を含む）であること
相続の開始から3年を経過する年の12月31日までに譲渡すること
相続開始の日から譲渡の時（家屋を取り壊して売却するときは取り壊しの時）まで事業の用、貸付用、または居住の用に供されていないこと
家屋を取り壊さず売却するときは、その家屋が地震に対する安全性に係る規定またはこれに準ずる基準（昭和56年6月1日以後の新耐震基準）に適合するものであること
家屋を取り壊して売却するときは、取り壊しから譲渡の時まで建物または構築物の敷地の用に供されていないこと

居住用家屋」に含まれる（措令23⑦）。

この特例の適用を受けるためには、確定申告書に「被相続人居住用家屋等確認書」の添付が必要である。これは市区町村長が相続開始直前において被相続人がその家屋を居住の用に供していたことおよび相続開始の日から譲渡の時まで事業の用、貸付用、または居住の用に供されていないことなどを証明した書類である。さらに、家屋を取り壊さず売却するときは「耐震基準適合証明書」もしくは「建設住宅性能評価書の写し」の添付が必要である。

またこの特例は、居住用財産の3,000万円特別控除の中の1項目になっているため、「取用等の5,000万円特別控除」など他の譲渡所得の特例と併用することはできない。

また、いわゆる「相続税の取得費加算」の特例（措法39）との併用もできない。

(2) 改正の内容

空き家の有効活用を促進するため、令和6年1月1日以後の譲渡については売買契約等に基づき買主が譲渡日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修工事または除却工事を行った場合においても、3,000万円の特別控

図表 4

売主（相続人）		適用の可否
<p>古家 → (建物取り壊し)</p>	土地のみ 売却	可
<p>耐震補強</p>	土地・建物 売却	可
<p>古家</p>	土地・建物 売却	不可 × 買主が取り壊し × 買主が耐震補強
(令和6年以後の譲渡)		
<p>古家</p>	土地・建物 譲渡	可 譲渡後、翌年2月15日までに ○買主が建物を取り壊し ○買主が建物を耐震補強

除の対象とされた。

実際には老朽化した建物について耐震改修工事を行い土地と建物を売却するケースはまれで、建物を取り壊して更地として売却するケースが大半だと思われる。

また、空き家を共有で取得することによる過度な節税を抑制するため、空き家を取得した相続人の数が3人以上である場合には1人当たりの特別控除額が2,000万円に減額された。

この改正は令和6年1月1日以後に行う空き家の譲渡について適用される。適用期限も4年延長され令和9年12月31日までの譲渡について適用されることとなった。

(3) 共有による取得の検討

居住用財産の3,000万円特別控除の特例において家屋について共有者がいる場合、それぞれについて3,000万円控除を受けることができる。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例においても、遺産分割の際に該当する家屋および土地について相続人のうち1人が取得し売却を行い、その売却代金を代償分割により他の相続人に渡すより、相続人が家屋および土地を共有により取得し売却した方が税負担が少なくなる。

(4) 改正の評価と検討

(イ) 前述のように空き家特例は①譲渡対価の額（1億円以下）は固定資産税等清算金を含めたところで判定することや、②共有で相続をした方が全体として特別控除枠が増えること、③売却時には売主が空き家を取り壊すこと（耐震補強後の売却は稀有）などのアドバイスが必要であった。今回の改正では（誤って？）家屋を取り壊さずに売却してしまった場合でも令和6年以後の譲渡であるならば空き家特例適用の余地が残った。

しかし、それでも買主の取り壊し時期に

図表5 改正前・改正後の共有取得による手取額の比較

〈前提条件〉

譲渡対価9,000万円 譲渡経費300万円 取得費不明 相続人A, B, Cの3人
復興特別所得税は考慮しない。

【改正前】

Aが取得・売却し手取額を代償金とする場合

- (1) 譲渡所得 $9,000万円 - (9,000万円 \times 5\% + 300万円) = 8,250万円$
 (2) 特別控除後 (1) $- 3,000万円 = 5,250万円$
 (3) 譲渡税 (2) $\times 20\% = 1,050万円$
 (4) 各人の手取額 $(9,000万円 - 300万円 - 1,050万円) \times 1/3 = 2,550万円$

A, B, Cが共有で取得・売却する場合

- (1) 譲渡所得 $\{9,000万円 - (9,000万円 \times 5\% + 300万円)\} \times 1/3 = 2,750万円$
 (2) 特別控除後 (1) $- 3,000万円 < 0 \therefore 0円$
 (3) 各人の手取額 $9,000万円 \times 1/3 - 300万円 \times 1/3 = 2,900万円$

改正前では相続人Aが取得・売却し、その後代償金を支払うよりも3人共有で取得し売却した方が各人の手取額は350万円(2,900万円-2,550万円)多くなる。

【改正後】

Aが取得・売却し手取額を代償金とする場合

同上

A, B, Cが共有で取得・売却する場合

- (1) 譲渡所得 $\{9,000万円 - (9,000万円 \times 5\% + 300万円)\} \times 1/3 = 2,750万円$
 (2) 特別控除後 (1) $- 2,000万円 = 750万円$
 (3) 譲渡税 (2) $\times 20\% = 150万円$
 (4) 各人の手取額 $9,000万円 \times 1/3 - 300万円 \times 1/3 - 150万円 = 2,750万円$

改正後では相続人Aが取得・売却し、その後代償金を支払うよりも3人共有で取得し売却した方が各人の手取額は200万円(2,750万円-2,550万円)多くなる。

よっては適用を受けられないことはありうる。あくまでも原則は売主が家屋を取り壊すことをアドバイスすべきである。

(ロ)ところで一定の要件を満たせば、相続時に小規模宅地特例(いわゆる「家なき子特例」)を適用し、その上で当該宅地を売却し、空き家特例を受けることもできる。しかし、小規模宅地特例は相続人等の生活の基盤の維持のために不可欠なものであって、その処分について相当の制約を受けることを考慮した特例(DHCコンメンタール相続税法4047の2頁参照)であり、空き家特例は周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家の数が増加

している状況を踏まえて、そのような空き家の発生を抑制することで地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐことを目的とした特例(財務省税制関係パンフレット平成28年度税制改正13頁参照)である。納税者サイドからは両方の規定が適用できることは有利だといえるが、趣旨からすれば選択適用にする、ないし家屋の築年数要件を変えるなど改善の余地があるのではないだろうか。

VI おわりに

土地建物の譲渡所得については「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」（措法35の3）や「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」（措法31の2）などにつ

いても改正が行われた。これらについての改正内容に特筆すべきものはないが、例えば、相続の納税資金を捻出するために1,000㎡（地域によっては500㎡）以上の土地を開発業者に売却した場合などは「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」（措法31の2②十三）に該当することが少なからずある。失念していないか確認しておきたい。

3 資産課税

平井貴昭●税理士

I はじめに

いわゆる「老老相続」が増加し、消費意欲の高い若年世代への資産の移転が進みにくい状況にある一方で、現行の贈与税に関しては、財産の分割贈与や連年贈与を行うことで税負担の回避が可能になるという構造上の問題が指摘されている。このため、ここ数年の税制改正大綱では、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築するとともに、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める旨が記載され続けてきた。

その検討にあたっては、昨年政府税制調査会に「相続税・贈与税に関する専門家会合」(以下、「専門家会合」という。)が設けられ、令和5年度税制改正において、ようやく具体的な改正が行われた。筆者はこの専門家会合に外部有識者として参加をしていたこともあり、本稿では、その議論に触れつつ今回の改正について言及する。

II 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

(1) 改正の背景

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在する傾向が顕著となっている。年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳代以上の保有割合は約1.5倍に増加するとともに、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳代以上が65% (約1,200兆円) の資産を保有している。また、被相続人の相続時の年齢が80歳以上であるケースが全体の相続の約7割強を占め、いわゆる「老老相続」が増加している。このように、被相続人の高齢化が進んだ結果、相続を機会に若年世代への資産移転が進みにくい状況にあることから、近年の議論では、資産の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要であるとされている。高齢世代の保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することとなれば、その有効活用を通じた経済の活性化も期待されるであろう⁽¹⁾。

一方で、相続税や贈与税の重要な役割は資産の再分配機能であり、高齢世代の資産が適

(1) 与党「令和5年度税制改正大綱」(令和4年12月16日)

切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねないという問題もある。したがって、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していく上で、資産の再分配機能の確保を図るという視点もおろそかにはできない⁽²⁾。

また、わが国では相続税と贈与税が別個の税体系を採っており、贈与税は、相続税の累進負担の回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。こうした税率構造の下では、相続税がかからない者や相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が高いため、生前にまとまった財産を贈与しにくく、若年世代への資産移転が進みにくいと考えられている。他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、財産を生前に分割して贈与するこ

とで、相続税の税率よりも低い税率により財産の移転を行うことが可能となっている。

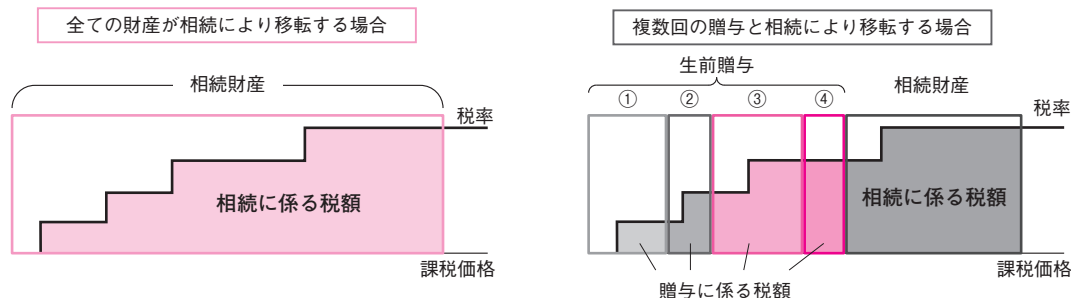
実際、財務省の資料によると、相続税の負担率と相続を受けた人の過去一定期間における贈与税の負担率を比較すると、被相続人の遺産総額が3億円以下のケース（相続税がかかる被相続人のうち、遺産総額が3億円以下の者は約93%）では、贈与税の負担率が相続税の負担率を上回る傾向が見られ、被相続人の遺産総額が3億円を超えるケース（ごく一部の富裕層）では、逆に、贈与税の負担率が相続税の負担率を下回る傾向が見受けられる。したがって、生前贈与でも相続でも、ニーズに即した資産移転が行われるよう資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していくことが必要となる⁽³⁾。

なお、資産移転の時期の選択に中立的な税制とは、資産の移転の時期にかかわらず、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負

図1 資産移転の時期の選択に中立的な税制（イメージ）

- 資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることにより、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」が図られている。
- 贈与者（取得者）は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国（米・独・仏）では、贈与税・遺産税（相続税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

(例) 同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ



移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定
資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

出典：自民党税制調査会小委員会（令和4年12月7日）

(2) 与党「令和4年度税制改正大綱」（令和3年12月10日）

(3) 前掲注（1）「令和5年度税制改正大綱」

担が一定となることをいう（図1参照）。

(2) 相続時精算課税の見直し

①改正の経緯

相続時精算課税制度は、次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、相続税と贈与税の一体化措置として平成15年に導入された。同制度を選択すれば、それ以後の贈与財産の価額は全て相続税の課税価格に加算されるため、財産の価額に変動がないとすれば、相続による移転と贈与による移転の間で税負担に差異は生じない。このため、同制度は資産移転の時期の選択に中立的な税制ということができる。

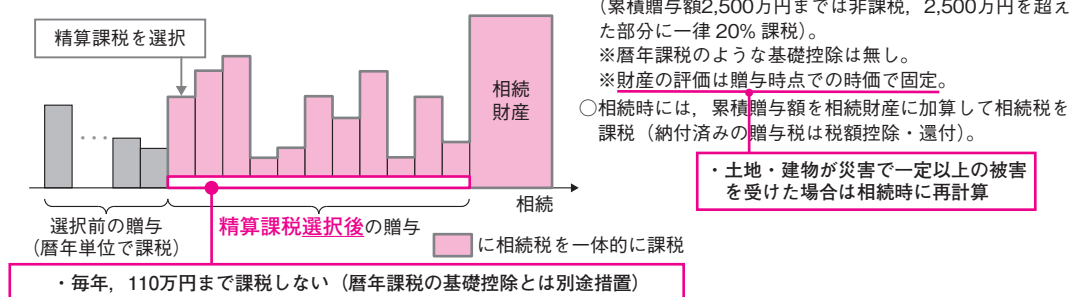
しかし、国税庁の資料によると、令和2年分の暦年課税の課税件数は36.4万件であるのに対し、相続時精算課税の課税件数は4.0万件であり、相続時精算課税制度は広く活用されているといえる状況にない。現行の相続時精算課税制度においては、同制度を選択した後、特定贈与者からの贈与があった場合には、その贈与財産の価額にかかわらず、全て贈与税の申告を行うこととされているため、

その申告とその申告に伴う贈与の記録管理等が納税者にとって負担となる問題が指摘されている。また、災害等により受贈財産の価額が著しく減少した場合においても、贈与時の価額で相続税を課すこととされているため、価額の下落に伴う課税上のリスクが指摘されている。したがって、これらの問題点を解決し、相続時精算課税制度の使い勝手を向上させ、納税者が必要に応じて同制度を利用できるように、下記の改正が行われた。

②改正の内容 <その1>

暦年課税と相続時精算課税の選択制は引き続き維持するとして、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別途、毎年、110万円まで課税しないこととされた（相法21の11の2、措法70の3の2）（図2参照）。この110万円の基礎控除が創設されたことで、少額贈与の申告やそれに伴う記録管理等の問題は一定程度解消されたといえる。また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされるその特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、110万円控除後の金額とされた

図2 相続時精算課税（暦年課税との選択制）

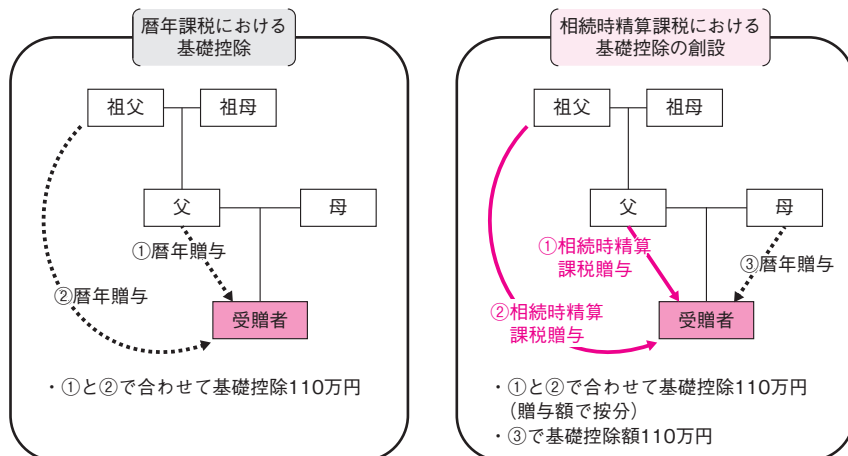


出典：自民党税制調査会小委員会（令和4年12月13日）

【設例】 相続時精算課税を選択後、1年目に1,500万円、2年目に1,500万円を贈与した場合。

1年目	贈与税：なし	※1,500万円 - 110万円（基礎控除） - 1,390万円（特別控除）
	相続時加算額：1,390万円	※1,500万円 - 110万円（基礎控除）
2年目	贈与税：56万円	※(1,500万円 - 110万円（基礎控除） - 1,110万円（特別控除）) × 20%
	相続時加算額：1,390万円	※1,500万円 - 110万円（基礎控除）

図3 基礎控除のイメージ



出典：自民党税制調査会小委員会（令和4年12月13日）

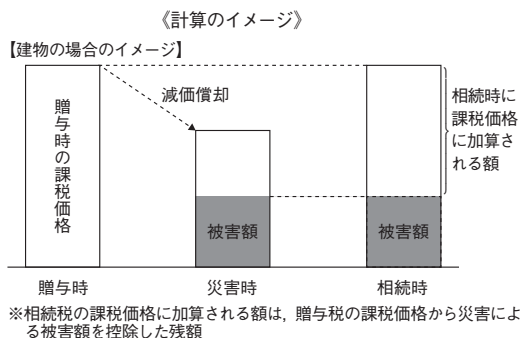
（相法21の15、21の16、措法70の3の2）。なお、具体例を示すと前頁【設例】のとおりである。ただし、特定贈与者が2人以上ある場合には、合計で110万円である点に留意する必要がある（図3参照）。

③改正の内容 <その2>

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物がその贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、相続税の課税価格への加算等の基礎となるその土地又は建物の価額は、贈与の時における価額からその価額のうち災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とすることとされた。つまり、受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算する取扱いが設けられたのである。

なお、贈与財産は、贈与时点で受贈者に帰属しており、その後の価格変動のリスクは受贈者が負うべきであるとする考え方からみれば、不動産や上場株式等が市場価格の変動により贈与時の価額より下落した場合には、贈与時の価額で相続税課税を行うことはやむを得

ないことである。しかし、災害など納税者の責めに帰すことができない事由により資産の価額が著しく下落した場合には、納税者を救済する措置が必要であるとの観点からこの改正が行われた。その具体的な計算のイメージは下記の図のとおりである。



(3) 暦年課税における相続前贈与の加算について

①改正の経緯

現行では、相続開始前3年以内の贈与については、生前における分割贈与による相続税負担の軽減を図ることを防止する観点から、相続財産に加算する形で相続税が計算される。しかし、現行の加算期間は、昭和33年度改正で設定されたものであり、近年においては寿命が大きく延びたことにより生前贈与で

きる期間が長くなっていることを考慮し、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していくという観点から、加算期間を7年とする改正が行われた。

②改正の内容

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続の開始前7年以内にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする改正が行われた（相法19①）（図4参照）。加算期間が延長されたことにより、資産移転の時期の選択により中立的な税制が実現したといえる。

ただし、加算期間の延長については、この改正以降いきなり7年とするのではなく、納税者の事務負担等を考慮し、一定の経過措置期間を設け徐々に伸ばしていくという措置が設けられた。具体的なイメージは下記のとおりである。

りである。

また、暦年課税における110万円の基礎控除については、現行と同様に、贈与者が死亡した場合に相続税の課税価格に加算される価額の計算上、基礎控除を控除しない価額を加算することとされている（相法19）。ただし、加算期間が3年から7年に延長されたことに伴い、少額贈与の記録管理等に係る追加的な事務負担を軽減する観点から、延長された4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない措置が設けられた。

Ⅲ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、その適用期限を令和8年3月31日（現行：令和5年3月31日）まで3年延長するという改正が行われた（措法70の2の2①）。また、信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合におい

相続前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ

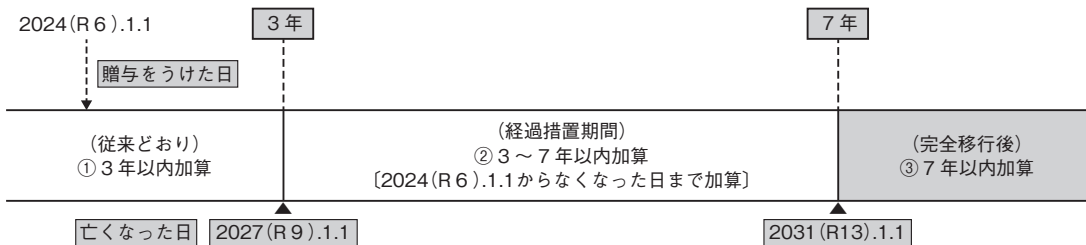
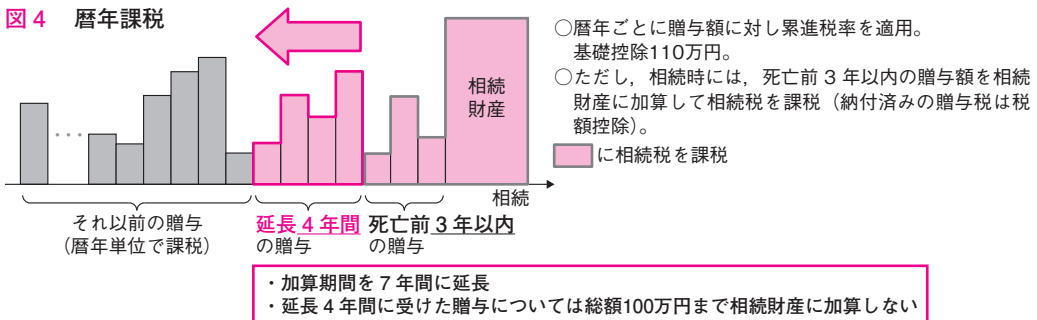


図4 暦年課税



出典：自民党税制調査会小委員会（令和4年12月13日）

て、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなすものとする改正が行われた（措法70の2の2⑬）。さらに、受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、特例税率ではなく一般税率を適用することとする改正も行われた（措法70の2の2⑰）。

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置と同様に、特例税率ではなく一般税率を適用することとした上で、その適用期限を2年延長することとされた（措法70の2の3）。

IV 専門家会合での議論と 令和5年度税制改正の評価

専門家会合では、格差固定の防止や課税の公平性の観点から、資産移転の時期の選択に中立的な税制を確立すべきで、そのためには、相続時精算課税制度を主とする制度に変更することが適当ではないかという意見があった。これに対し、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することも重要な課題であり、資産移転の時期の選択に対する中立性という趣旨と若年世代への早期の資産

移転という趣旨を、整合的に取り込んでいく必要があるとの意見があった。このため、資産移転の時期の選択に対する中立性の観点だけでなく、相続税・贈与税の税制上の位置付けや税制全体の再分配機能の確保、家計内の資金移動の性格付け、さらには相続のあり方に関する国民の考え方などを踏まえ、当面の対応として、①相続時精算課税制度、②暦年課税における相続前贈与の加算、③経済対策として時限的に講じられている贈与税の非課税措置について検討が行われた。

暦年課税制度が廃止されるのではないかと懸念がある中で、専門家会合においては、資産移転の時期の選択に対する中立性だけに偏ることなく資産の早期移転に資する税制など幅広く議論がなされ、その結果、暦年課税と相続時精算課税の選択制が維持されたことについては、一定の評価はできると考える。中立性に比重を置くと、若年世代への資産の早期移転が進みにくくなるという懸念がある。また、少額贈与の問題についても、専門家会合では、一定の富裕層についてはある程度の事務負担は受け入れるべきだとの意見があったものの、相続時精算課税において毎年110万円までは課税しないという措置が創設されたことは、実務に配慮した改正であり評価すべき点である。

この他に、相続時精算課税制度を選択した場合においても、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を適用することについて検討が行われた⁽⁴⁾。しかし、格差固定の防止の観点から、特にアパートなどの収益物件などについてこの特例を認めることは適当ではないとの理由で、改正は見送られ

(4) この点については、日本税理士会連合会の「令和5年度税制改正に関する建議書」（https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/tax_reform/kengisyo-R5.pdf）や「令和3年度「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について」」（<https://www.nichizeiren.or.jp/nichizeiren/organization/organization/taxcouncil/>）で述べている。

た。

暦年課税における相続前贈与の加算については、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築するという観点から、ドイツ・フランス並みの10年あるいは15年とできる限り加算期間を延長すべきであるとの意見があった一方で、執行面を考慮すると10年では長すぎるのではないかとこの意見があった。実際の改正では、加算期間は7年となったが、一挙に3年から7年にするのではなく、経過措置が設けられ、徐々に加算期間が増えていくという措置が講じられたことは、これも実務に配慮した改正といえよう。

さらに、専門家会合において、相続税と贈与税の一体課税を進める観点からは、加算の対象となった贈与財産に係る贈与税額が相続税額から控除しきれなかったときは、相続時精算課税制度と同様に、その控除不足額を相続税の申告時に還付すべきではないかという意見があった。また、中立性という観点から加算期間を相応に長い期間に設定し、この期間中に相続があるだろうと想像できるような場合には、還付を認めることにより生前贈与は促進されるのではないかと、つまり、超富裕層以外の層では、相続税率の方が贈与税率を下回ることが想定され、生前贈与を繰り返して一旦贈与税を納めていても相続時に還付されるのであれば、生前贈与がしやすい状況になるのではないかという意見もあった。しかし、この贈与税額の還付についての改正は行われなかった。

贈与税の非課税措置について、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置」は一定程度経済的な効果が見込まれるため、その縮小・廃止については慎重に検討すべきであり、一方、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」や「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求

めない制度となっており、格差の固定化につながりかねないことや制度創設当初と比べ適用件数も大幅に減少しており、相続時精算課税制度の使い勝手の向上と併せて、廃止する方向で検討することが適当ではないかという意見で、専門家会合の委員はおおむね一致した。しかし、令和5年度税制改正では、若干の課税強化が行われたものの、両制度ともその適用期限が延長された。機会の平等を図るという資産課税の目的からみても、両制度の縮小・廃止を検討すべきである。

V おわりに

今回の改正で特に注目したいのは、相続時精算課税制度において、年110万円の基礎控除が設けられた改正である。この改正により、相続時精算課税制度の下においても、110万円以下の少額贈与について贈与税は課されないという点で、暦年課税と同じ効果を享受できるようになったといえる。さらに、相続財産に加算する価額は110万円を控除した後の価額とされたことは、暦年課税における相続前贈与の加算においても延長された4年間に受けた贈与について総額100万円まで相続財産に加算しない措置が設けられたものの、暦年課税より資産移転がしやすい制度になったといえる。しかし、相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与財産に対する小規模宅地等の特例の適用ができないことや災害以外の理由による価額の下落に伴う課税上のリスクなどデメリットもある。実務において、どちらの制度を選択するかについては、ケースバイケースで慎重に判断していくことが求められる。

また、マンションの相続税評価について、「相続税評価額」と「市場売買価格（時価）」とが大きく乖離しているケースが散見される

ようになってきており、その評価の改正の動向も気になるところである。特に、昨年4月の最高裁判決（国側勝訴）以降、マンションの評価額の乖離に対する批判の高まりや、取引の手控えによる市場への影響を懸念する向きも見られ、課税の公平を図りつつ、納税者の予見可能性を確保する観点からも、早期にマンションの評価に関する通達を見直す必要があるとの指摘もある。また、令和5年度与党税制改正大綱においても「相続税における

マンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。」と記載された。このため、国税庁においては、乖離の実態把握とその要因分析を的確に行った上で、不動産業界関係者などを含む有識者の意見も丁寧に聴取しながら、通達改正の検討が行われており、今後その動向を注視していく必要がある。

4 消費課税（インボイス制度の見直し等）

金井恵美子◎ 税理士

I はじめに

令和5年度税制改正における消費課税分野の改正としては、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）の見直し、とりわけ、免税事業者が適格請求書発行事業者（以下「インボイス発行事業者」という。）の登録をした場合の負担軽減措置に注目が集まっている。

本稿は、インボイス制度の見直しを中心に、消費税法に規定する消費税⁽¹⁾の改正事項を概観し、その効果について若干の評価を行うものである。

II 令和5年度税制改正における改正事項

令和5年度税制改正における消費税の主な改正事項は、次のとおりである。

- インボイス制度の見直し
 - ◆インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置（2割特例）

- ◆インボイス発行事業者の登録手続きの柔軟化
- ◆少額の返還インボイスの交付義務の免除
- ◆一定規模以下の事業者の事務負担軽減措置（少額特例）
- カジノ業務に係る仕入税額控除の特例の創設
- 免税購入物品の無承認譲渡に係る連帯納付義務の創設

III インボイス制度の見直し

EU付加価値税においては、タックスインボイスに「その受領者が仕入税額控除をするために必要であると同時に、その発行者に納税を促す機能」⁽²⁾が求められているが、日本の消費税は、複数税率制度において売手が課税標準額に対する消費税額の計算に用いる税率と、買手が控除対象仕入税額の計算に用いる税率を一致させる担保として、タックスインボイスを採用することとなった。インボイス制度は、複数税率制度に対応した仕入税額

(1) 以下、本稿において「消費税」は、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）に定める消費税を指す。

(2) 西山由美「消費税の研究：仕入税額控除」日税研論集70号（平成29年）478頁。

控除の方式⁽³⁾として、平成28年度税制改正において法制化されたのである。

その後、累次の改正が行われ、令和5年度税制改正は制度実施前の最終調整である。

(1) インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置（2割特例）

①制度変更の障壁

インボイス制度は、事業者登録制度を基礎とする仕入税額控除の仕組みであり、適格請求書（以下「インボイス」という。）を交付することができない免税事業者からの仕入れは控除することができない。これが、制度変更に対応する事業者にとって最も大きな障壁となる。

区分記載請求書等保存方式においては、納税義務の免除により税収ロスが発生し、それが事業者の利益となる。消費税相当額を上乗せしている場合は納税しない売手が利益を享受し、上乗せしていない場合は仕入税額控除をする買手が利益を享受する。制度の変更に当たっては、売手又は買手が、これまで享受していた利益をあきらめなければならない。

②従来の経過措置

従前、免税事業者からの仕入れであっても、インボイスに代えて区分記載請求書等を保存することで、インボイス制度の導入から3年間は80%、続く3年間は50%の控除を認める経過措置が設けられている（28年改正法附則52、53。以下「8割・5割控除」という。）。これは、買手の仕入税額控除を調整することにより、インボイス制度開始後も売手が免税事業者に留まることを保護する施策である。

その理由は、明らかであろう。事業者免税点制度は、小規模事業者を申告に要する事務負担から解放するための制度であって、免税事業者に消費税相当額の利益を与えるものではない。「免税事業者は、取引に課される消費税がありませんので、『税抜価格』を表示して別途消費税相当額を受け取るといったことは消費税の仕組み上予定されていません」⁽⁴⁾と説明される。これによれば、理論上、免税事業者は消費税相当額を受け取っていないのであって、税収ロスに見合う利益を享受しているのは、仕入税額控除を行っている事業者であるということになる。

税制改正大綱には、「制度移行に伴って小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、独禁法等に基づく書面調査の実施や下請Gメン、相談窓口での対応等の取組みを引き続き実施し、適切に対処していく」⁽⁵⁾と明記され、公正取引委員会等は、仕入先に免税事業者がある場合について、インボイス制度の実施を契機とする取引条件の見直しに当たって独占禁止法が禁止する「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意喚起を行っている⁽⁶⁾。

しかし、区分記載請求書等保存方式においては、取引の相手方に自身が免税事業者であることを告白する必要はなく、免税事業者が課税事業者と同じ価額を設定している例は珍しいことではない。かつて公正取引委員会は、転嫁対策特別措置法の適用について、「免税事業者であることを理由として、消費税を上乗せせず対価を定めたり、仕入れ等の諸経費に係る消費税負担分のみを上乗せして対価を

(3) 平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日・自由民主党、公明党）111頁。

(4) 「消費税における『総額表示方式』の概要」（財務省ホームページhttps://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/sougakuhyoji_gaiyou.htm：令和5年3月26日確認）。

(5) 令和5年度税制改正大綱（令和4年12月16日・自由民主党、公明党）19頁。令和4年度税制改正大綱（令和3年12月10日・自由民主党、公明党）13頁にも同様の内容が記載されている。

(6) 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（令和4年1月19日（令和4年3月8日改正）・財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省）Q7。

定めたりすることは、合理的な理由がない限り、『買ったたき』（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります⁽⁷⁾と説明した。転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日までの時限法であるが、このような考え方によって、仕入れ先が免税事業者であっても課税事業者と同様に消費税等を支払う慣習は相当程度定着しているといえよう。この場合には、インボイス制度の開始によって控除できないこととなる消費税相当額を減額することは、正当なものとして評価されなければならない⁽⁸⁾。

買手の仕入税額控除の調整、すなわち、買手における事務負担⁽⁹⁾及び控除できない税額の負担あるいは独占禁止法等を踏まえた交渉などの負担の上に、売手が免税事業者に留まるロックイン効果を導く施策は、事業者間の公平にバイアスを生じさせるという批判を免れないであろう。

③改正の概要

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者の登録によって課税事業者となった場合には、課税標準額に対する消費税額に80%を乗じた特別控除額を控除対象仕入税額とみなすことができることとなる（28年改正法附則51の2①②）。

これは、簡易課税制度のみなし仕入率を一本の80%とする場合の計算であり、返還等対価に係る税額控除及び貸倒れに係る税額控除がなければ、納付税額は課税標準額に対する消費税額の2割相当額となる。財務省がこの経過措置を「2割特例」と呼ぶゆえんである。

④改正の効果

イ 従前の経過措置とのバランス

2割特例は、売手が課税事業者となった場合の8割控除であり、「8割・5割控除」の経過措置とのバランスを図るものである。免税事業者が課税転換するための支援であると同時に、仕入先に免税事業者がある課税事業者への支援となる。

ロ 事務負担

2割特例は、簡易課税制度に比べて、事務負担が相当程度軽減される。簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して、仕入税額控除に係る煩雑な事務の簡素化を図る目的で設けられている。しかし、その趣旨に反して納付税額の圧縮に利用され、あるいは一般課税における控除税額の適正化措置の適用回避に利用されていると指摘され、事業区分の細分化、みなし仕入率の水準の見直し、適用上限の引下げ及び適用範囲の制限といった累次の改正が行われてきた。特に事業区分の細分化が事務の簡素化を図るという本来あるべき効果を毀損するという制度矛盾に至っている。

2割特例は事業区分の必要がない。事前届出等の手続きがなく申告書において選択することができる。2年間継続適用といった制限もない（28年改正法附則51の2③）。

ハ 納税の負担と転嫁

課税売上高が1,000万円以下の事業者は、少ない収入と高い利益率で事業を維持している可能性が高い。したがって多くの場合、一般課税よりも簡易課税が、簡易課税よりも2割特例が有利となる。

(7) 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」（公正取引委員会ホームページ<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-FAQ.html>：令和5年3月26日確認）。

(8) インボイスの交付がないことが判明しても、提供する商品や技術の希少性、人手不足や供給不足といった理由でこれまで支払ってきた消費税相当額を減額する交渉ができないケースも想定されるが、これは自由競争の結果であり消費税の問題ではない。

(9) 買手は、インボイスの受領の有無を区分し、さらに区分記載請求書等を受領して「8割・5割控除」を受けるものを区分する事務を行わなければならない。

日本商工会議所のヒアリング調査では、免税事業者（BtoB）が課税転換する際の課題として、62.0%が「消費税負担により資金繰りが厳しくなる」、44.8%が「消費税分の価格転嫁が難しく、利益が減少する」と回答している⁽¹⁰⁾。2割特例によれば、消費税率10%の満額を価格転嫁する必要はない。税込売上高に対する納付税額の割合はおよそ1.8%⁽¹¹⁾（軽減税率ではおよそ1.5%）となる。1.8%の値上げができれば、従前の利益を確保することができる。また、消費税を受け取っていた免税事業者であれば、コストが1.8%増加するのみであると考えられることができる。

(2) インボイス発行事業者の登録手続きの柔軟化

①改正の概要

免税事業者が、登録を受けようとする場合の登録申請書の提出期限は、その登録を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日、課税期間の途中で登録を受けようとする場合は登録希望日の15日前の日までとなる。

また、登録を取り消すための登録取消届出書の提出の時期も、15日前の日までとなる。

②改正の効果

免税事業者が登録を受ける場合の登録申請書の提出期限及び登録取消しに要する期間が改正前の半分に短縮され統一的に整備された。「15日前の日」は2週前の前日である。例えば水曜日に登録する場合は2週前の火曜日が申請期限となり、登録取消届出書の提出についても同様の日程となる。

改正前の規定は、登録については「課税期間の初日の前日から起算して1月前の日」、

取消しについては「課税期間の末日から起算して30日前の日の前日」とわかりにくい。特に、登録取消届出書の提出の効果は、月単位の暦によらないため月の大小により変則的になる。例えば、課税期間の末日が3月31日である場合、3月31日から起算して30日前の日は3月2日、その前日は3月1日となる。また、課税期間の末日が4月30日である場合は、4月30日から起算して30日前の日は4月1日、その前日は3月31日となる。

おそらくこれは、平成27年度税制改正で創設された登録国外事業者制度における登録取消届出書に関する規定をそのまま採用したものであろうが、そこには、インボイス制度を担う事業者に思いを致す検討が欠けている。登録国外事業者制度は、国境を越えて日本市場に進出する大企業を対象とした制度である。これに対し、インボイス発行事業者の登録の取消しは小規模事業者が事業者免税点制度を適用するための手続きであって、両者の事務能力には雲泥の差がある。令和5年度税制改正というギリギリのタイミングではあるが、制度の開始前に見直されたことの意義は大きいといえるだろう。

(3) 少額の返還インボイスの交付義務の免除

①返還インボイスの交付義務

インボイス発行事業者は、インボイスの交付義務がある課税資産の譲渡等につき対価の返還等を行った場合には、適格返還請求書(以下「返還インボイス」という。)を交付しなければならない(消法57の4③(令和5年10月1日施行))。

返還インボイスは、区分記載請求書等保存方式にはない新たな書類であり、その位置づ

(10) 『「消費税インボイス制度」と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査結果』(令和4年9月8日、日本・東京商工会議所) 8頁。

(11) 標準税率である場合は、 $100 \times 10 / 110 \times 20\% = 1.818 \dots\%$ 、軽減税率である場合は、 $100 \times 8 / 108 \times 20\% = 1.481 \dots\%$ となる。

けに困惑する声が多い。というのも、特別な場合を除いて⁽¹²⁾、返還インボイスの交付の義務と、売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除（以下「返還等税額控除」という。）の適用要件は切斷されている。すなわち、返還等税額控除の適用要件は、「売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿の保存」であり、返還インボイスの交付の有無にかかわらない。また、返還インボイスは、買手の仕入税額控除の適用要件の充足に必要な書類でもない。ただ、交付の義務だけが規定され、未知の事務負担に対する不安が募るのである。

②改正の概要と効果

令和5年度税制改正により、1万円未満の対価の返還等については、返還インボイスの交付は不要となる。これは期限の定めのない恒久的措置であり、事業者の規模にも制限がない。

1万円基準の「いらない」ができることによって、売手負担の振込手数料について返還インボイスを交付するといった瑣末なものに係る事務負担が解消される。同時に1万円以上については、法律上の義務であるということがより明確に整理されたと考えられよう。

(4) 一定規模以下の事業者の事務負担軽減措置（少額特例）

①改正の概要

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者がインボイス制度の開始から令和11年9月30日までに行う課税仕入れのうち、その課税仕入れに係る支払対価の額が1万円以下であるものについては、インボイスの保存を要せず、帳簿の保存により仕入税額控除を適用することができることとなる（28年改正法附則53の2）。

②3万円未満の特例の廃止

区分記載請求書等保存方式においては、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる特例（消令49①、以下「施行令49条1項の特例」という。）があるが、インボイス制度への移行とともに廃止される。これに対する実務の不安は大きい。

日本税理士会連合会は、令和4年5月26日付けで、施行令49条1項の特例を存置することを提案した⁽¹³⁾。日本税理士会連合会は毎年、税理士法49条の11の規定⁽¹⁴⁾に基づき税制改正の建議を行っているが、これとは別に税制改正に関する「提案」を行うことは、極めて異例である。ただし、施行令49条1項の特例は、3万円未満の取引についてインボイス対応を免除するものであり、2割特例によ

(12) 特別な場合とは、軽減税率適用の資産の譲渡等と標準税率適用の資産の譲渡等について、その合計額から一括して値引きを行う場合である。一括して値引きを行う場合において、その適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、これらの資産の譲渡等に係る価額の比により按分して、適用税率ごとの値引額を算出することとなる。しかし、顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、それが価額の比により按分したものでなくても、適用税率ごとに合理的に区分されているものと認められる（軽減税率通達15）。したがって、その値引きの金額が1万円未満であっても、返還インボイスを交付することにより、標準税率適用の資産の譲渡等から優先的に返還等税額控除を適用することが可能となる。

(13) 「インボイス制度の円滑な導入・実施について」（日本税理士会連合会ホームページ<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/20220606a/>：令和5年3月26日確認）。

(14) 「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる」（税理士法49の11）。

り小規模事業者の登録を促す方向性とは合致しない。

③中小事業者対策としての経過措置

少額特例は、①6年間の経過措置であること、②一定規模以下の事業者に限定されること、③適用対象となる金額が1万円未満であることと、施行令49条1項の特例よりも相当に縮小された制度となっている。これは、「軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる」ところ、「インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置を講ずる」⁽¹⁵⁾と説明されている。

すなわち、インボイス制度導入の趣旨からすれば少額であることを理由にインボイスの保存を不要とすることは適切ではないが、中小事業者対策として制度の定着までの経過措置を設ける、というものである。

課税売上高1億円は、全事業者の90.7%、現状の課税事業者の76.1%をカバーする水準であり、取引額1万円は、クレジットカードの平均決済単価およそ5,000円（推計）をカバーするとされている⁽¹⁶⁾。

IV カジノ業務に係る 仕入税額控除の特例の創設

IR（統合型リゾート）に関する税制は、利用客のカジノ所得を課税対象とするか否かが焦点となっていたが、シンガポールなどの国際基準に鑑み、非居住者は国際的な競争力を

確保することを目的として非課税とし、国内居住者は他の公営ギャンブルと同様に課税対象とすることとなった。

消費税については、仕入税額控除について、次の取扱いが設けられる。

①改正の概要

イ 仕入税額控除の不適用

IR整備法（特定複合観光施設区域整備法）によりカジノ業務に係るものとして経理されるべきカジノ業務収入⁽¹⁷⁾は、資産の譲渡等の対価ではなく、課税対象外の収入となる。したがって、カジノ業務収入を得るための課税仕入れ等は、「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ」に区分することとなる（消法30②、消基通11-2-16）。

ただし、その課税期間におけるカジノ収入割合が5%を超える場合は、カジノ業務に係る課税仕入れ等は、仕入税額控除の適用から除外される（措置法86の6①、同法施行令46の4）。

$\text{カジノ収入割合} = \frac{\text{カジノ業務収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{カジノ業務収入の合計額}}$

ロ 調整対象固定資産を転用した場合の調整
次の場合には、その転用をした課税期間において、控除対象仕入税額の調整を行うこととなる（措置法86の6②③④）。

①非カジノ業務用として仕入れ等を行った調整対象固定資産を、その取得後3年以内にカジノ収入割合が5%を超える課税期間においてカジノ業務用に転用した場合

②カジノ収入割合が5%を超える課税期間

(15) 「インボイス制度の改正案に関する資料」(財務省ホームページhttps://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/materials.html#a02: 令和5年3月26日確認)。

(16) 前掲注(15)。

(17) IR整備法上、カジノ事業と非カジノ事業は、経理を区分して整理しなければならない（IR整備法28②）。

においてカジノ業務用として仕入れ等を行った調整対象固定資産を、その取得後3年以内に非カジノ業務用に転用した場合

②改正の効果

従前、公共法人等において、資産の譲渡等の対価以外の収入のうち特定収入によって賄われる課税仕入れ等については、仕入税額控除を制限する特例が設けられている（消法60④⑤）。

カジノ業務に係る課税仕入れ等についての仕入税額控除の不適用は、他の公営ギャンブル等の例を踏まえたものであり、仕入税額控除を通して国がカジノ業務の費用を補填する結果を防止するために必要な取扱いであるといえよう。

V 免税購入物品の無承認譲渡に係る連帯納付義務の創設

①改正の概要

輸出物品販売場において、免税購入された物品の税務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けがされた場合について、その物品を譲り受けた者に対する連帯納付義務が設けられる（消法8⑥）。

②改正の効果

輸出物品販売場制度は、外国人旅行者の土産品の購入につき消費税を免除する趣旨であり、旅行者の利便性確保と不正の防止、輸出物品販売場経営者の事務負担の軽減のため、累次の改正が行われてきた。令和3年10月には完全電子化され、効率的な税務調査が行わ

れるようになった。以後、百貨店から大量購入した免税品を日本国内で売りさばき多額の利益を得る不正行為が次々に発覚している。しかし、その譲渡につき税を徴収しようにも、すでに彼の姿は国内にない。そこで、輸出物品販売場における販売につき、免税要件に欠けるとして修正を求めることとなる。昨年末には、アップルジャパンに130億円が追徴されたと報じられた⁽¹⁸⁾。

令和4年度税制改正においては免税販売の対象者の範囲の見直し等が行われており、それに続く不正防止策となっている。

VI おわりに

筆者は先に、免税事業者からの仕入れが控除対象外となることがインボイス制度への変更の障壁であると述べた。その壁が見えるのは、我々が壁の手前にいるからである。

インボイス制度が開始して後に事業を開始する事業者、つまり壁の向こう側で生まれた事業者は、それが所与となって、疑問を持つことはない。免税事業者は、自らが申告納税をしないことを告白して消費税を受け取らない。買手は、インボイスの交付があれば消費税を支払って仕入税額控除の適用を受け、インボイスの交付がなければ消費税を払うことはなく仕入税額控除を適用しない。

我々は、壁の向こうの住人にならなければならない。壁の手前で許されていた利益を捨てる痛手が、経過措置が終わるまでに癒えることを祈るばかりである。

(18) 令和4年12月27日日本経済新聞朝刊。

吉村政穂◎一橋大学教授

I 令和5年度税制改正の意義

令和5年度税制改正において追求された政策課題の1つは、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出するための税制上の支援策を打ち出すことであった。岸田政権は2022年を「スタートアップ創出元年」と位置付け、イノベーションの担い手であるスタートアップ企業に対する支援策の検討を促進することを宣言していた⁽¹⁾。また、既存大企業についても、スタートアップ企業を対象にM&Aをしたり、コラボレーションをしたりして新技術を導入するオープンイノベーション（企業の垣根を越えた技術・アイデアの活用によるイノベーションの展開）を行った場合には持続的に成長可能であるとして⁽²⁾、スタートアップ企業の支援と並んで、既存企業によるオープンイノベーションの推

進も重要だという点が指摘された。その具体策を取りまとめた「スタートアップ育成5か年計画」では、次の目標を大きな3本柱の取組として掲げ、一体として推進していくことが宣言された⁽³⁾。

- ①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築
- ②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化
- ③オープンイノベーションの推進

令和5年度税制改正では、この3本柱に対応するように、スタートアップ・エコシステムの創出支援を目的とした税制上の措置が広範に打ち出された⁽⁴⁾。スタートアップ企業への投資（株式）に係る譲渡益課税への優遇措置拡充を実現し、起業の局面における資金供給の後押しを図った個人所得税分野の改正とともに、法人税分野では、研究開発税制の拡充⁽⁵⁾を中心とした改正が行われている。

こうした国内動向に加えて、国際課税分野

(1) 岸田内閣総理大臣年頭記者会見（2022年1月4日）参照。

(2) 新しい資本主義実現会議「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日）」1頁。

(3) 新しい資本主義実現会議・前掲注（2）3頁。

(4) 「令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）」1頁。

(5) 新しい資本主義実現会議「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める」方針が示されていた（12頁）。

においては、OECD・G20による国際課税ルールの見直しを受けた国内法制化が動き始めている。2021年10月、BEPS包摂的枠組みによって公表された「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する2つの柱の解決策に関する声明（2021年10月8日）」⁽⁶⁾は、市場国に課税権（税収）を再配分する第1の柱と、国際的に合意された最低税率を多国籍企業グループに課し、租税競争に底を設けることを目的とした第2の柱の骨子を明らかにした。第1の柱については、その基盤となる多国間条約の策定に向けた作業が続いているものの、第2の柱はモデルルールおよびコメントリーがすでに公表され、制度の実効性を確保するだけの有志国集団（critical mass）の実施を待つばかりとなっていた⁽⁷⁾。日本はプロジェクトを先導する国の1つとして、いち早く国内法制化に手を付けることとなった。

II 研究開発税制の見直し・オープンイノベーション推進

1. 研究開発税制の見直し

研究開発税制は、研究開発を行う企業が、法人税額から試験研究費の一定割合を控除することができる制度である。理論的には、研究開発には外部効果があると言われる⁽⁸⁾。すなわち、研究開発の成果は、当該研究開発を実施した企業だけでなく、その模倣や人材流出などを通じて、競合企業を含めて広く社

会に波及する。そのため、研究開発企業が直接受ける便益にとどまらず、社会が受ける便益まで報われない限り、イノベーションに対する投資は社会的に望ましい水準よりも過少となってしまふ。この問題に対処する方策の1つとして、企業の研究開発投資に税制上の優遇措置（事実上の補助金）を付与することが正当化される⁽⁹⁾。

もっとも、すべての企業がイノベーションに結び付く研究開発を同じように実施できるわけではない⁽¹⁰⁾。もし良質な研究開発を行う企業を選別して（その外部効果を補てんするように）税制優遇を与えることができれば、一層好ましい結果が得られる一方で、その選別の障害となるのが、いわゆる情報の非対称性である。つまり、研究開発を遂行する企業の研究能力を外部から正確に観察することは困難であって、株主・投資家に輪をかけて政府がそれを見分けるのは不可能に近く⁽¹¹⁾、制度設計上の課題となる。

日本では、①試験研究費の総額の一定割合を法人税額から控除できる一般試験研究費の額に係る税額控除制度（以下「一般型」という）および②中小企業者等が試験研究費の額の一定割合を法人税額から控除できる中小企業技術基盤強化税制という2制度（選択適用）に加え、③オープンイノベーションの取組を促進することを目的として、特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に要する費用、これらの者へ委託して行う試験

(6) OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy* (Oct. 8, 2021).

(7) 国際的な議論の動向については、吉村政穂「法人税の最低税率：GloBEルールの概要および課題」ジュリスト1567号29頁（2022年）参照。

(8) See, e.g., Bronwyn H. Hall, *Tax Policy for Innovation*, in *INNOVATION AND PUBLIC POLICY* 151, 153 (Austan Goolsbee and Benjamin Jones ed., 2022).

(9) Ufuk Akcigit and Stefanie Stantcheva, *Taxation and Innovation—What Do We Know?*, in *INNOVATION AND PUBLIC POLICY* 189, 204 (Austan Goolsbee and Benjamin Jones ed., 2022).

(10) *Id.* at 204.

(11) *Id.*

研究に要する費用または中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合に、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を控除することを認める仕組み（以下「オープンイノベーション型」という）が用意されている⁽¹²⁾。

一般型の研究開発税制では、過去3年の試験研究費の平均額と比較した「増減試験研究費割合」に応じて、その試験研究費の総額のうち控除できる割合（税額控除率）に傾斜をかけることによって、増加インセンティブの強化を図ってきた。中小企業技術基盤強化税制においても税額控除率の傾斜は設けられているものの、その傾きは緩やかである一方で一般型よりも有利な割合が採用されている。いずれの税額控除についても、その事業年度の調整前法人税額の25%に相当する金額が上限額とされている。

令和5年度税制改正では、このインセンティブを強化するため、一般型の税額控除率の傾斜の傾きを大きくするとともに、税額控除率の上限を引き上げる特例の適用期限を3年間延長することになった⁽¹³⁾。また、税額控除の上限額について、時限措置として導入されている既存の上乗せ特例の適用期限を同じく3年間延長するとともに、さらに増減試験研究費割合に応じて控除上限額が増減する特例が新しく創設された。これと並んで、中小企業技術基盤強化税制に関しては、税額控除率および控除上限額の既存の特例を見直し、トリガーとなる増減試験研究費割合を9.4%から12%に引き上げた上で、適用期限を3年延長することとされた⁽¹⁴⁾。

こういった増減試験研究費割合に着目した日本の研究開発税制の設計は、企業に与えるインセンティブの観点から説明されている。しかし、その企業自身が将来の成功可能性をよりよく判断できると仮定した場合、過去に対する試験研究費の増減を代理指標として、その企業自身が研究開発の成功を見込んでいる、または観察困難な経営資源もあわせて投入しているものとして捉え、良質な研究開発を行っている企業を選別する仕組みとして理解することもできるかもしれない。

これらの制度と並んで、オープンイノベーション型では、試験研究費のうち一定の基準を満たすものを特別試験研究費と呼び、その種類に応じて、その特別試験研究費の額の一定割合を税額控除している。一般型または中小企業技術基盤強化税制に比べて高い税額控除率(20~30%)が認められるとともに、それらの控除上限額とは別枠で、調整前法人税額の10%相当額が控除上限額とされている⁽¹⁵⁾。

令和5年度税制改正では、特別試験研究費の対象となっている研究開発型スタートアップ企業の範囲が拡大され、幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を推進することが目標とされている。具体的には、これまで産業競争力強化法による認定を受けたベンチャーファンド（特定新事業開拓投資事業組合）から出資を受けたベンチャー企業であることを要求していた点を改め、ベンチャーファンドの認定を不要とした⁽¹⁶⁾。その代わりに、ベンチャーファンドまたは研究開発法人から出資を受ける会社であって、設立15年未満、売上高研究開発費比率10%以上

(12) オープンイノベーション型の適用対象とした（特別）試験研究費については、一般型および中小企業技術基盤強化税制の適用対象となる試験研究費として計上することはできない。

(13) 経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係税制改正について（令和4年12月）」20頁。

(14) コロナ特例については期限通りに廃止された。経済産業省・前掲注（13）47頁。

(15) オープンイノベーション型の対象となる特別試験研究費の額は、一般型または中小企業技術基盤強化税制の計算の基礎に含めることはできない。

などといったスタートアップ企業の基準を新たに設定し、これらの基準を満たすことについて経済産業大臣の証明があるもの（特別新事業開拓事業者）を研究開発型スタートアップ企業として定義することとしている。

また、イノベーションを推進していくには、研究人材の不足が研究開発の制約となることを避けるため、その採用・育成にも配慮する必要がある⁽¹⁷⁾。企業の高度研究人材の活用を促すため、令和5年度税制改正では、博士の学位を5年以内に授与された者および一定の研究経験を有する外部人材に人件費を支出して行う一定の試験研究をオープンイノベーション型に取り込み、一般型よりも高い控除率を享受できるよう、オープンイノベーション型の研究種類に新たな類型が追加されている。

このほか、サービス開発のための試験研究について、新たなビジネスモデルの開拓に資するように、情報の収集・取得に限らず、既存ビッグデータを活用する場合も試験研究費に含める改正が行われている。すでに平成29年度税制改正において、ビッグデータ、AI等を活用した「第4次産業革命」型の新たなサービス開発を促進する観点から、試験研究費にサービス開発に係る試験研究のために要する一定の費用が追加されていた⁽¹⁸⁾が、そ

の趣旨を一層推進するものである⁽¹⁹⁾。

2. オープンイノベーション促進税制

令和2年度税制改正では、既存企業からベンチャー企業への出資（ニューマネー）を通じたオープンイノベーション促進のため、「極めて異例」⁽²⁰⁾とされながらも、要件を満たすベンチャー企業（特別新事業開拓事業者）への出資の25%相当額について所得控除を認める措置が導入されていた。令和5年度税制改正では、スタートアップ企業の出口を確保するという観点から、ニューマネーを投じる局面だけでなく、既存企業によるM&A（発行人以外からの購入）による総株主の議決権の50%を超える議決権の取得に対しても株式取得価額の25%相当額の所得控除を認めるように制度が拡充されることとなった。

この際、5年以内にオープンイノベーションの関係が継続していると認められなくなった場合には、特別勘定を取り崩し、益金の額に算入することになっていた。逆に言えば、制度趣旨や目的に照らし、一定期間の経過によって出資を通じたオープンイノベーションが一定程度実現されたものと評価することとして、以後の特別勘定取崩しによる益金算入を不要としたのであって、それゆえに課税繰延べを超える利益を与える「極めて異例」の

(16) 認定を受ける投資事業有限責任組合は特定新事業開拓投資事業計画を作成し、提出することになっている（産業競争力強化法16条）が、その中でも重要なのは、「投資事業有限責任組合の投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと」（ハンズオン要件）が要求されている点である（文部科学省・経済産業省告示第4号「特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針」）。つまり、ハンズオンでベンチャー企業の支援・監視を行うベンチャーファンドのスクリーニングに依拠して、優遇されたオープンイノベーション型の税額控除を与えることとしていた。住澤澤「令和5年度税制改正（案）について」租税研究881号13頁（2023年）参照。

(17) Akcigit and Stantcheva, *supra* note 9, at 206. 本文で述べたオープンイノベーション型における新類型創設のほか、大学や高等専門学校、専門学校を設置する学校法人の設立費用として企業が支出する寄附金について、個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能となる枠組みが設けられた。

(18) 藤山智博ほか「平成29年度税制改正の解説」389頁〔藤田泰弘ほか〕（2017年）。

(19) 住澤・前掲注（16）13頁。

(20) 内藤景一郎ほか「令和2年度税制改正の解説」434頁〔藤田泰弘ほか〕（2020年）。

措置と位置付けられていた⁽²¹⁾。ところが、令和5年度税制改正でニューマネーの出資以外の株式取得も制度に取り込んだ結果として、一定期間の経過だけで制度趣旨・目的に合致するとは言えなくなった。特定株式の取得から5年を経過した場合には特別勘定を取り崩して益金算入することが定められた上で、スタートアップ企業の急速な規模拡大や成長投資の後押しを図るために、5年以内に売上高または研究開発費が著しく増加するといった「成長要件」を満たした場合に減税メリットが継続する仕組みへと改められている⁽²²⁾。

3. その他

平成29年度税制改正により創設されたスピノフ税制は、グループ最上位の法人自身の分割には移転資産に対する支配が継続していると見得るという前提に立ち、これと同様の効果がある株式分配型スピノフについて⁽²³⁾、完全子法人の発行済株式等の全部が移転する場合に限り適格株式分配と認め、移転する完全子法人株式の譲渡損益を計上しない取扱いとしていた。令和5年度税制改正では、社内ベンチャーの独立化等を念頭に、1年限りの措置ながら完全分離に至らないスピノフ（パーシャルスピノフ）にも適格株式分配としての課税繰延べを認める特例が設けられている。

また、Web3.0事業環境の整備という観点から、暗号資産の期末時評価の見直しが行われている。活発な市場が存在する仮想通貨を対象として、法人税法では時価評価を前提とした益金算入・損金算入の特例が設けられて

きた。しかしながら、こうした取扱いは、スタートアップ企業がトークンを発行し、一定数は譲渡せずに自社で保有する場合に重い負担をもたらすと指摘されていた⁽²⁴⁾。令和5年度税制改正では、市場暗号資産から「特定自己発行暗号資産」を除くことを規定し、当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものを時価評価課税の対象から除外することになった。

Ⅲ 国際プロジェクトの実施

1. 国際最低課税額に対する法人税の創設

国際課税分野では、2021年10月に合意された国際課税改革の国内法制化がついに始まった。国際最低税率課税を実現する国内法（GloBEルール）については、モデルルールとコメンタリーがすでに公表されていたが、その執行の裏付けとなる制度設計（情報申告など）や重要な構成要素（例えば適格国内ミニマムトップアップ税の輪郭）に関するガイダンスの公表は2023年2月にずれ込んでしまった。そのため、課税対象や税額計算等に関して法律レベルで詳細に規定する必要がある日本においては、GloBEルールのうちいわゆる所得合算ルール（後述）の国内法制化が令和5年度税制改正で先行し、「対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（および「特定基準法人税額に対する地方法人税」）が創設されることになった⁽²⁵⁾。

第2の柱は、多国籍企業が無税・軽課税国

(21) 内藤・前掲注(20) 444頁。

(22) 経済産業省・前掲注(13) 19頁。

(23) 藤山・前掲注(18) 318頁。

(24) 自由民主党NFT政策検討プロジェクトチーム「NFTホワイトペーパー（案）～Web3.0時代を見据えたわが国のNFT戦略（2022年3月）」20頁。

を利用した税源浸食・利益移転を実効的に封じることを目指してきた⁽²⁶⁾。GloBEルールは、7億5,000万ユーロ以上の売上高を有する多国籍企業グループを対象とするが、企業グループの究極の親会社所在地国の課税によってカバーする所得合算ルール（IIR）と、子会社所在地国による軽課税所得ルール（UTPR）を用意し、多国籍企業の（国別）実効税率を最低税率まで引き上げることで、いわゆるタックスヘイブンを提供する非課税・軽課税の効果を打ち消す制度として設計されている。

まず、対象となる多国籍企業は、連結財務諸表作成におけるグループ構成事業体の情報を用いて、国ごとに所得および対象租税を割り当て、グループが展開している国ごとの実効税率を計算する。次に、計算された国別実効税率に最低税率（15%）を下回るものがあった場合に、15%に届かない不足分がその国に関する上乗せ税率（トップアップ税率）として確定される。最後に、その国に割り当てられた調整後GloBE所得にトップアップ税率を乗じて、トップアップ税額が算定されることになる。なお、調整後GloBE所得の算定にあたっては、有形資産（の簿価）と支払給与の5%に相当する額が課税ベースから控除されることが規定され、実体ある経済活動に由来する所得が適用除外とされる。

算定された軽課税構成事業体のトップアップ税額について、IIRの下では、当該軽課税構成事業体のGloBE所得が連結財務諸表に取

り込まれる割合に応じて、究極の親会社が納税義務を負う。もし究極の親会社が適格IIR⁽²⁷⁾に服するものでない場合には、UTPRの下で、その多国籍企業グループの子会社が所在する国々において、その国に割り当てられるトップアップ税額の範囲で当該多国籍企業グループに対する課税が認められる。さらに、各国内で導入され、国ごとのトップアップ税額を算出するにあたって税額控除される適格国内ミニマム課税（QDMTT）が第2の柱の重要な構成要素となっている。つまり、源泉地国による課税（QDMTT）はトップアップ税配分における第1順位に立ち、自国内の企業に対する（トップアップ）課税を他国のIIRまたはUTPRから防御することを意味する。

2. 外国子会社合算税制の見直し（CFC税制）

新たなルールの導入は、適用対象企業に追加的な事務負担を生じさせることになる。また、GloBEルールと既存のCFC税制は制度の趣旨・目的が異なるものの、両制度は、外国子会社の課税後になお追加的な課税が必要な部分に対して、親会社の本国において課税を行うという点では共通する部分があると指摘された⁽²⁸⁾。与党が公表した令和4年度税制改正大綱においても、「（国際合意に則った法制度の整備を進める際、）わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討」（傍線筆者）することが明記されていた⁽²⁹⁾。

(25) 小宮敦史「グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の国内法制化について」国際税務43巻4号15頁（2023年）。

(26) 陣田直也「租税競争への対抗と第2の柱（Pillar Two）」フィナンシャルレビュー143号85-86頁（2020年）参照。

(27) 適格所得合算ルールとして認められるためには、GloBEルールとして定められた内容と同等の規定を有し、GloBEルールで予定される結果と整合的な実施・執行が行われていることが必要である。

(28) 最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会「最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方について（2022年9月1日）」9頁。

こうした指摘を踏まえて、CFC税制に関して、想定される租税回避リスクや企業の実務負担等を総合的に勘案して⁽³⁰⁾、令和5年度税制改正では、次のような見直しを実施された。まず、特定外国関係会社（ペーパーカンパニー等）の適用免除要件である租税負担割合の閾値が30%から27%に引き下げられた。平成29年度税制改正によって租税負担割合20%以上30%未満の判定対象外国関係会社が大幅に増加し、事務負担の増加が著しくなったという点がかねてから指摘されており⁽³¹⁾、ペーパーカンパニー設立による租税回避リスクを改めて検証し、判定対象外国関係会社の範囲を限定することになったものである。

次に、外国関係会社に関する確定申告時における書類添付義務について、一定の緩和が行われた。経済活動基準をすべて充足し、かつ租税負担割合が20%未満である部分対象外国関係会社のうち、部分適用対象金額がないなどといった要件を満たす場合に、申告書に添付すべき外国関係会社に関する書類の範囲から当該部分対象外国関係会社に関する書類を除外し、その書類を保存することで足りると改めた。

IV 今後の課題

上記の通り、令和5年度税制改正は、スター

トアップ・エコシステムを強化するために企業にさらなるインセンティブを与え、イノベーション創出を推進していくことを目標としている。そのため、既存の枠組みに多くの微調整を加えている。

ただ、国際比較の観点からは、日本の研究開発税制は大企業への偏りが大きく、特に赤字企業には税制メリットへのアクセスが認められていない。いくつかの先進国においては、安定した収益が見込めないスタートアップ企業に対して還付を認めている点が指摘されている⁽³²⁾。また、先進国の多くにおいて、研究開発税制という支出ベースの税制インセンティブに加えて、イノベーションの産物である所得に税制上の利益を与えるインセンティブが導入されている。これらの政策的な選択肢を踏まえながら、政策効果について検証が必要であろう。

また、国際課税においては、IIRの国内法制化は実現したものの、UTPRおよびQDMTTについては令和6年度税制改正以降の課題となる。他国に波及的な効果を及ぼす税制である以上、今後も国際的な実施の動きと調和した法制化を進めていく必要がある。また、QDMTTの広がりとともに軽課税国への利益移転に対抗するCFC税制の果たすべき機能も再点検が求められるだろう。

(29) 自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱（令和3年12月10日）」12頁。

(30) 小宮・前掲注（25）17頁。

(31) 最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会・前掲注（28）12頁。

(32) 長戸貴之「スタートアップ企業によるイノベーションを促進する税制の設計のあり方：令和5年度税制改正大綱を踏まえて」租税研究881号149-150頁（2023年）。

6 納税環境整備—電子帳簿等保存制度及び加算税制度の見直し

青木 丈●香川大学教授・税理士

I はじめに

令和5年度税制改正（以下「本改正」という。）において納税環境整備として見直された項目（地方税を除く。）は、次のとおりである⁽¹⁾。

- 1 電子帳簿等保存制度の見直し
- 2 加算税制度の見直し
- 3 その他
 - (1) ダイレクト納付の利便性の向上
 - (2) 公示送達制度の見直し
 - (3) 税理士の懲戒処分等の公告方法の見直し
 - (4) 税理士試験合格者の公告方法等の見直し
 - (5) スマートフォン用電子証明書を利用したe-Taxの利便性の向上
 - (6) 滞納処分免脱罪の適用対象の整備
 - (7) 徴収職員の滞納処分に関する調査手

続等の見直し

- (8) 事業者等への協力要請の整備
- (9) 税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等

本稿では、このうち「1 電子帳簿等保存制度の見直し」及び「2 加算税制度の見直し」について、それぞれの改正内容を解説したうえで、改正の趣旨を確認し、評価・検討を加えることとする。

II 電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係るデータや所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存するための手続について、次のように見直された（令和6年1月1日以後適用）⁽²⁾。

(1) 優良な電子帳簿の範囲の見直し

現行法上、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置（5%軽減）の対象帳簿（所

(1) 自由民主党＝公明党「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日。以下「与党大綱」という。）及び内閣「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）の記述に基づく。

(2) 本改正における電子帳簿等保存制度の見直しについては、省令（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（本稿では「電帳則」と略称））の改正により措置されるようである。本稿執筆時点では当該省令の改正条文を入手できていないため、本稿ではその条文番号等は付記していない。

図表1 「その他必要な帳簿」の記載事項と具体例

記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳，経費帳（賃金台帳を除く。）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳，支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳，借入帳，未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

（財務省作成資料）

得税・法人税）の範囲については、仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（所税則58条1項、法税則54条⁽³⁾）とされている（電帳⁽⁴⁾8条4項、電帳則5条1項）。本改正では、このうち「その他必要な帳簿」については、図表1に掲げる記載事項に係るもの（補助帳簿）に限ることとされた。なお、これとあわせて、対象帳簿の範囲を明確化するための運用上の措置も講じられる⁽⁵⁾。

この改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

(2) スキャナ保存制度の見直し

スキャナ保存制度とは、決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件⁽⁶⁾の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えるこ

とを可能とする制度である（電帳4条3項、電帳則2条4項～12項）。これについて、本改正によって更なる要件の緩和措置が講じられた（図表2参照）。

具体的には、まず、本改正によって、国税関係書類に係る記録事項の入力（読取り）を行う者等の情報の確認が不要とされた（電子取引についても同様。図表2の本改正①）。また、国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存が不要とされた（図表2の本改正②）。さらに、帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるよう求める書類が契約書・領収書・納品書・請求書等の重要書類（＝資金や物の移動に直結・連動する書類）に限定された（図表2の本改正③）。

この改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用される。

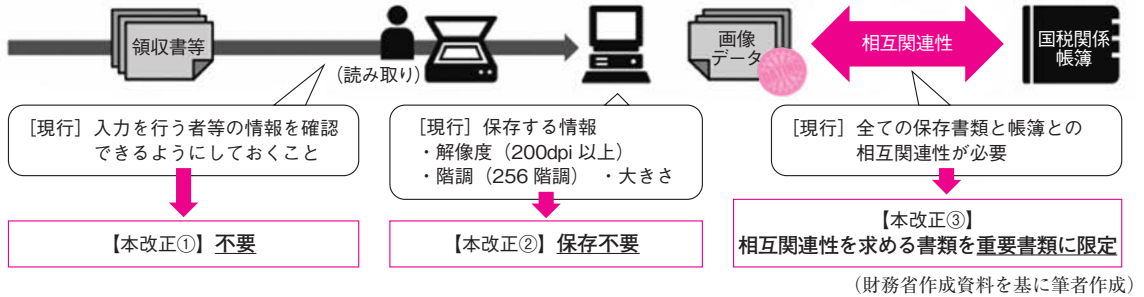
(3) 「その他必要な帳簿」については、法令に基づき一定の取引に関する事項を記載しなければならないとされている。

(4) 本稿では、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「電帳」と略称している。

(5) 齊藤郁夫「令和5年度税制改正（国税）等について」ファイナンス58巻11号（2023）21頁資料19参照。

(6) 主な要件として、入力期間の制限、入力者等情報の確認、一定水準以上の解像度及びカラー画像での読取り、読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存、タイムスタンプ付与、帳簿との相互関連性、バージョン管理（訂正・削除履歴の確保）、検索機能の確保等がある。

図表2 スキャナ保存制度の見直し



(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

現行法では、申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、保存要件⁽⁷⁾に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録（データ）を保存しなければならないこととされている（電帳7条、電帳則4条）。また、令和3年度税制改正による経過措置として、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引の取引情報に係るデータを出力することにより作成した出力書面の保存をもって、そのデータの保存に代えることができることとされている（令和3年度改正電帳則附則2条3項。図表3参照）。

本改正では、まず、システム対応が間に合わなかった事業者等への対応として、現行の経過措置（図表3）を適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止したうえで、システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者等については、従前行われていた出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保の要件等を不要としてそのデータの保存を可能とする、新たな猶予措置が整備された（図表4参照。図表

5の保存方法②）。

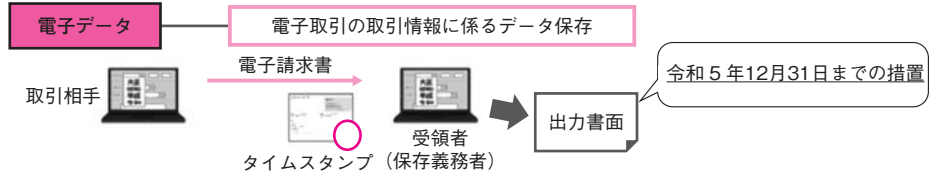
次に本改正では、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度における検索機能の確保の要件も見直された。これについて、現行の検索機能の確保の要件は、次のとおりである（電帳則2条6項6号、4条1項柱書）。

【現行の検索機能の確保の要件】

- ① 次の要件を充足した検索機能を確保しておく必要がある。
 - イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（記録項目）を検索の条件として設定することができること。
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - ハ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。
- ② ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記ロ・ハの要件が不要となり、更に「売上高が1千万円以下」である事業者は、全ての検索機能の確保の要件が不要となる。

(7) 具体的な保存要件としては、改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）、検索機能の確保の要件、見読可能装置の備付けの要件等がある。

図表3 電子取引の取引情報に係るデータ保存に関する経過措置



(財務省作成資料)

図表4 システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

	位置づけ	適用要件	運用上の配慮	保存期間	具体的な適用場面
現行	令和5年12月31日までの経過措置	・税務署長がやむを得ない事情があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 ・出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくこと。	事実上出力書面による保存が可能	出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応が間に合わなかった事業者等に適用 ※システム整備する意向がある旨を口頭で回答する必要
本改正	本則（新たな猶予措置）	・税務署長が相当の理由があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 ・出力書面の提示・提出及びデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと。	なし ※あくまでも、データの保存が必要	データ及び出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者等に適用

(財務省作成資料を基に筆者作成)

図表5 本改正後の電子取引の取引情報に係るデータ保存のイメージ

	対象	検索機能の確保の要件 (上記【現行の検索機能の確保の要件】②)	その他の要件
保存方法①	制限なし（原則）	必要（※1）	・改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） ・見読可能装置の備付け等の要件
保存方法②	新猶予措置適用者	不要	・出力書面の保存 ・ダウンロードの求めに応じる
保存方法③	売上高が「5千万円以下」の事業者	不要	・改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） ・見読可能装置の備付け等の要件 ・ダウンロードの求めに応じる
保存方法④	制限なし	不要	・改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） ・見読可能装置の備付け等の要件 ・出力書面の保存（日付等ごとに整理必要） ・ダウンロードの求めに応じる

(※1) 上記【現行の検索機能の確保の要件】①イの検索条件のうち記録項目について、運用上、取扱いの柔軟化が図られる（スクリーン保存についても同様）。

(財務省作成資料を基に筆者作成)

本改正では、上記の検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられた（図表5参照）。具体的には、まず、ダウンロードの求めへの対応を前提に全ての検索機能の確保の要件が不要となる上記②の売上高基準が「5千万円以下」に引き上げられた（図表5の保存方法③）。また、データを出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示・提出の求め及びそのデータのダウン

ロードの求めに応じることができるようにしているときは、検索機能の確保の要件を充足しているものとする（上記①イ～ハの検索要件の確保は不要。図表5の保存方法④）。

これらの改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用される。

(4) 本改正の趣旨と評価

本改正における電子帳簿等保存制度の見直

しは、経済社会のデジタル化を踏まえ、優良な電子帳簿の普及・一般化、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、税務情報のデジタル化に資する観点から行われたものである⁽⁸⁾。その内容は、①優良な電子帳簿の範囲、②スキャナ保存制度及び③電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の3つの見直しであり、いずれにおいても、その要件が緩和されている。

このうちまず①優良な電子帳簿の範囲については、令和3年度税制改正において、会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、事後検証可能性の高い電子帳簿については、優良な電子帳簿として過少申告加算税の軽減措置（5%軽減）を設けることにより普及を促進することとしつつ（電帳8条4項、電帳則5条1項～5項）、その他の電子帳簿についても、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿としてデータのまま保存することが可能とされている（電帳4条1項、電帳令2条・3条、電帳則2条1項）。これを見直した本改正の趣旨は、信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点から、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化することにより、一層の普及・一般化を図ることにある⁽⁹⁾。令和3年度税制改正で創設された現行制度では、過少申告加算税の軽減措置を受けるためには、申告所得税及び法人税に係る「仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿」の全てについて優良な電子帳簿の保存要件を満たす必要があった。これが本改正によって、図表1に掲げた帳簿に限定されたわけである。そのうち、

法人税に関する優良な電子帳簿の対象帳簿の考え方としては、申告（課税所得）に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするかどうかといった観点から、損益計算書に記載する科目については課税標準や税額の計算に直接影響を及ぼすことを踏まえ、その科目に関する補助帳簿の全てとされ、貸借対照表に記載する科目については、損益計算書に記載する科目との関連性が強く、その科目の変動について把握する必要性が高い科目に関する補助帳簿に限定することとされた⁽¹⁰⁾。また、所得税の場合は、費用（経費）に関する事項のうち、雇人費、青色専従者給与額及び福利厚生費（賃金台帳）も優良な電子帳簿の対象とされた。一方、優良な電子帳簿に位置づけられない「その他必要な帳簿」の取引に関する記載事項の例としては、現金の出納に関する事項（現金出納帳）、当座預金の預入れ及び引出しに関する事項（当座預金出納帳）、図表1以外の資産に関する事項（図表1以外の資産台帳）が挙げられる。この過少申告加算税の軽減は、優良な電子帳簿の保存を促進するためのインセンティブ措置であるから、対象帳簿の範囲が限定されたことによって、優良な電子帳簿の保存に取り組む納税者が増えることが期待される。

また、本改正における②スキャナ保存制度の見直しの趣旨は、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置を講じることにある⁽¹¹⁾。入力者等の情報の確認要件並びにスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止され、相互関連性要件については「重要書類」（見積書、注文書、検収書などの「一般書類」は

(8) 齊藤・前掲注(5)20頁資料18参照。

(9) 与党大綱・前掲注(1)20頁。

(10) 齊藤・前掲注(5)21頁資料19参照。

(11) 与党大綱・前掲注(1)20頁。

除外)に限定されたことで、スキャナ保存制度の利便性は一層向上することとなろう。

さらに、本改正における③電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直しの趣旨は、まず、システム対応が間に合わなかった事業者等への対応として、現行の経過措置を適用期限(令和5年12月31日)の到来をもって廃止したうえで、これに変わる新たな猶予措置を整備することにある。これについて経過措置では適用要件について税務署長が「やむを得ない事情」があると認める場合と規定されているが(令和3年度改正電帳則附則2条3項)、これが新たな猶予措置では「相当の理由」に改められた。現行の「やむを得ない事情」の意義については、電子帳簿保存法取扱通達7-10で「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいう。」とされているところであるが、「相当の理由」の意義についても今後通達で明らかにされることとなろう。次に電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度における検索機能の確保の要件が見直された趣旨は、他者から受領したデータとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置を講じることにあ

る⁽¹²⁾。以上の新たな猶予措置と検索機能の確保の要件緩和のいずれの見直しにおいても、データの保存が必須とされていることには、留意しておく必要がある。

Ⅲ 加算税制度の見直し

本改正では、加算税制度について、次の2つの措置が講じられた。これらの改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

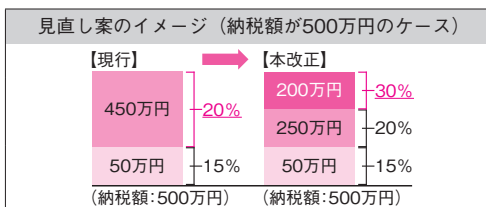
(1) 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

現行法上、期限後申告書の提出や決定等があった場合には、納税者に対し、その申告、更正又は決定に基づいて納付すべき税額に15%(納税額(増差税額)が50万円を超える部分は、20%)の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課すこととされている(税通66条)。

これについて、本改正では、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額な無申告について、納税額(増差税額)が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとされた(改正税通66条3項。図

図表6 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
現行	15%	20%	
本改正	同上	同上	30%(*1)



*1 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額(例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額(相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額)については、上記の300万円超の判定に当たっては除外される。

(財務省作成資料を基に筆者作成)

(12) 与党大綱・前掲注(1)20頁。

表6参照)。ただし、このペナルティについては、高額な無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しないこととされている(20%となる。同項柱書括弧内)。

(2) 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

本改正では、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税(調査通知がある前に申告が行われた場合に課される無申告加算税を除く。)又は無申告重加算税(=無申告加算税に代えて課される重加算税)を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税(同上)又は無申告重加算税を10%加重する措置が整備された(改正税通66条6項, 68条4項。図表7参照)。なお、過

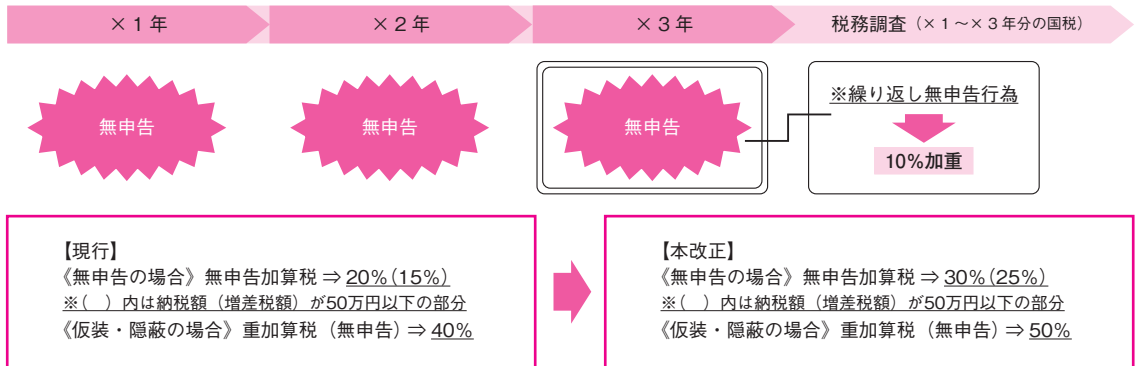
少申告加算税, 不納付加算税及び重加算税(過少・不納付)については、本改正の対象外である。

(3) 本改正の趣旨と評価

近年の税制改正では、たびたび加算税制度が見直されており、そのほとんどが納税者へのペナルティを強化するものである(図表8参照)。なお、令和5年度税制改正大綱には「さらに、税務調査に対する非協力や申告後の仮装・隠蔽、納税者の不正への第三者による加担行為への対応について中期的に検討していく。」⁽¹³⁾との記述があるので、こうした加算税によるペナルティ強化の見直しは、今後も継続されていくものと推測される。

本改正では、課税・徴収関係の整備・適正化のために、仮装・隠蔽の積極的な行為を伴

図表7 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置



(財務省作成資料を基に筆者作成)

図表8 近年の税制改正における加算税の見直し (主なもの)

改正年度	改正内容	対象加算税	納税者への影響
H27年度	・ 無申告加算税の不適用制度に係る期限後申告書の提出期間の延長	無申告	緩和
H28年度	・ 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の過少申告加算税等の整備	過少・無申告	強化
	・ 短期間に繰り返し行われて無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の無申告加算税等の加重措置の創設	無申告・重加	強化
R4年度	・ 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備	過少・無申告	強化
R5年度	・ 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ	無申告	強化
	・ 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備	無申告・重加	強化

(筆者作成)

(13) 与党大綱・前掲注(1) 21頁。

わないため重加算税等の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告義務を認識していなかったとは言い難い無申告について、2つの措置が講じられた⁽¹⁴⁾。

このうち、まず高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げの趣旨は、申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反である無申告行為のうち善良な納税者の公平感を特に損なうおそれのあるものを未然に抑止する観点から見直されたものである⁽¹⁵⁾。本改正に向けて開かれた政府税制調査会第9回納税環境整備に関する専門家会合（令和4年10月28日）⁽¹⁶⁾では、「高額な所得を得ていながら無申告のままとしていた事例」として、会社員である個人がスマートフォンを使って先物取引を行い、同取引に係る多額の利益（1年で約2億円）を得たにもかかわらず、申告していなかった事例（納税者は、同取引から利益が生じていれば申告の必要があることを認識）や暗号資産の売買等の取引においても同様の高額無申告事例（3年間で約2億円の利益の無申告）が紹介されている。そして、このような事例についての「問題点等」として「高額の利益を得ていながら無申告となっていた場合においても、申告時における仮装隠蔽行為や意図的に申告をしないことを外部からもうかがい得る特段の行動が認められたときには重加算税の対象となるが、こうした行為を認定できなければ通常の無申告加算税の対象となる。」と指摘されている。また、「長年にわたって無申告となっていた事例」として、知人から飲食業を引き継いだ個人が5年間で約4億円の売上げがありながら、開業以

来無申告のままだった事例（納税者は、調査において、各種帳簿を適切に作成しており、かつ、申告義務があることも認識していたが、多忙を理由に無申告のままとしていたと主張）が紹介されている。そして、このような事例についての「問題点等」として「長年にわたり無申告を放置している場合においても、申告時における仮装隠蔽行為や意図的に申告をしないことを外部からもうかがい得る特段の行動が認められたときには重加算税の対象となるが、こうした行為を認定できなければ通常の無申告加算税の対象となる。」と指摘されている。したがって、本改正は、以上のような問題点等に対処することがそのねらいであると考えられる。また、本措置が適用除外となる「高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合」の例示として、相続税事案で本人に帰責性がない場合として、他の相続人の財産が事後的に発覚したようなケースが該当するものとされているが（図表6の※1）、これは典型例であり、他にも善意の納税者が無申告になる場合もあり得るので、各税目に係る無申告加算税の取扱いに関する事務運営指針等によって、取扱いが事前にできるだけ明確化されることが期待される。

次に、本改正における一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備の趣旨は、要は無申告行為の常習犯に対するペナルティ強化である。現行の加算税割合は、無申告行為を繰り返し行う者について一度に是正する場合には、無申告行為が繰り返された回数にかかわらず一律であるため、意図的に無申告行為を繰り返す者

(14) 与党大綱・前掲注（1）21頁。

(15) 齊藤・前掲注（5）22頁資料20参照。

(16) 議事録や会議資料は、政府税制調査会のウェブサイト（納税環境整備に関する専門家会合2022年度）で確認することができる。以下、本段落では同会議資料を参照している。

に対する牽制効果は限定的であると考えられている⁽¹⁷⁾。これに対処するために、本措置の趣旨は、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高めることにある。本措置は、平成28年度税制改正で創設された短期間に繰り返し無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の無申告加算税等の加重措置（税

通66条4項, 68条4項）を見直すものである。現行の加重措置は、5年以内の短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に10%加重するものであるが、5年以内の起算日に税務調査が必要であったため（5年以内に2回の調査が必要）、これでも「牽制効果は限定的である」と考えられ、本措置が講じられたというわけである。

(17) 齊藤・前掲注（5）22頁資料21参照。